

材の長期輸入体制を確立した。安宅産業株式会社：『安宅産業六十年史』1968年，p. 708。

4 日本工業立地センター：『奈良県木材工業の長期的ビジョンの計画樹立調査』1970年，参照。

5 木材センターには，商社資本のほか木材商業資本が進出している。林野庁：『首都圏における木材流通の実態に関する調査研究』1968年，第2部Ⅲ「木材センターの実態」（村島由直）参照。

第2章 戦後素材生産の展開と停滞の構造

第1節 分析の課題

森林の立木を伐採し搬出する林業の部分行程（素材生産）は，森林の育成行程（育成生産）と別個の主体により担われることが多い。育成行程が林地の所有者によって担われ，それ自体に資本と土地所有という範疇的な対立的関係を同一人格の中にはらみながら，素材生産資本に対しては，森林所有者として対立的な関係を形成している。実態的分析的には，素材生産行程を森林の育成行程といちおう分けて扱われている所以である。

本章は素材生産の戦後の動向分析を分担するものだが，焦点は高度経済成長期以降の民間素材業の動向におかれている。素材生産に関する論説は，1960年前後の時期に集中している。その時期の実態を知る意味でも，まず，従来の論説を整理しておく必要がある。

素材生産に関する従来の論説の主要な論点は，素材生産資本の「零細性，前周期性」にあった。坂本一敏氏は，素材生産資本の生産過程における前近代的な下請労働組織たる「庄屋制」の介在と，素材生産労働者が半農半労であり，いまだ生産手段から完全に分離されていない「道具持ち」労働者であることをあげ，資本対賃労働の本来の関係が成立していない，としている¹⁾。この，労働力構造に基づく素材生産資本の前期的，商人的性格については，坂本氏以前においても，また以後においても，繰り返し繰り返し指摘されているところであるが，坂本氏の論説が素材生産に関しては最も包括的であるから，同氏の論説を中心にみてゆくこととする。

坂本氏は，わが国の素材生産資本の形態を，財閥系商社資本および製紙資本，中小採取資本に分け，このうち中小採取資本の性格として，「一つは独立した

中小木材業者で他の一つは下請の伐出業者である。前者は自分自身が木材伐出を営むことがあるがその機能は商業的であり、生産過程における価値生産ではない。後者は下請の形で生産過程にたずさわると、その意味では産業資本としての機能を果たすものである。然し現実問題としては、こうした本来的機能よりも寧ろ商業利潤に多くの関心が寄せられている」と述べ、前者＝商業、問屋資本の支配は第2次大戦後まで継続するが、「そのメカニズムの中における(後者＝)小産業資本の自主性は次第に輪廓を整えてゆく」としている。そして、これら中小採取資本は、財閥系資本に対し、国内では下請・系列の関係の下に組み込まれる、とするのである²⁾。

坂本氏はさらに、中小採取資本の蓄積が「伐出業の拡大に投じられたのではなく、山林所有、製材、そして他産業への跳躍台としての意義」しかなく、資本の前期性、零細性が常に再生産されるとし、それは、「林業の内部的条件」たる山林所有の零細性、資産維持的性格、素材生産事業の投機性、林業のおこなわれる環境の後進性と豊富な農業兼業労働力の存在、そして「外部的条件」たる中小企業一般に共通する、総資本による中小企業の慰撫滞留に基づく、としている³⁾。

坂本氏の問題としたのは、素材生産停滞の論理であり、素材生産の労働力構造を基盤として、土地所有と、そして、独占資本主義の段階によって強い停滞要因が強調されていることに特徴がある。提示される疑問の一つは、全体として定型的な資本主義発展の論理に根ざし、資本および労働力の単相的な性格規定を目途とすると思われる手法に起因する問題である。

順を追って述べよう。労働力構造における組頭制(庄屋制)は、生産力の一定の高まり、労働運動、労働力不足に起因する労働市場の開放化、独占資本の労働民主化政策により、既に崩壊ないし崩壊過程にあったことが指摘されている。しかし、下請の労働集団(組頭を排除した組、共同請負)の存在によって、前期性は薄めはするが資本の商人的性格は維持されるとする⁴⁾。もともと林業労働組織の問題は、とくに農地改革と一運の労働民主化運動以降は、資本制生産のも

とにおける労働力編成形態の問題であり、そこにおける資本一般の前期性、商人的性格の問題である。そのばあい、労働力の半農半労、道具持ちによって、資本対賃労働の本来的関係が成立していないとし、産業資本の未成立を、そして資本の前期的性格を論じる「性格規定」は、現代の特定産業部門の近代化の過程を、資本主義生成期における資本の段階的発展になぞらえる論理設定である。そこには論理の矮小化がある。

船越昭治氏が指摘するように、「これまで伐出資本の性格規定をめぐる諸論稿は、資本主義構造との関連を欠いていた」。資本主義構造こそ伐出資本の性格規定の「論理的基礎」であろう⁵⁾。わが国の資本主義の段階的発展の中に林業を位置づけ、独占資本による支配が強化される過程で、林業の自然的・技術的諸条件と、土地所有の歴史的 성격によって生起する諸矛盾と、それが大小の山林所有者、農民、零細営業者、中小企業者、労働者に及ぼす影響と、それらの状態、それらの相互の関係を明らかにすることが重要である。

坂本氏の論稿が発表された当時、すでに戦後復興を終り、国家独占資本主義は再編を完了し、新たな展開——高度経済成長期に入っていた。林業は高度経済成長の原料・資材を供給する部門として、労働力を流出させながら、新たな編成を迫られていた。坂本氏は、労働力流出が林業の変質を迫るものとしたが、その後の変化は、労働力をとってみても、全体的単相的な変質を結果するものではなかった。一方では専門化が促進され、一方では半農型が強く残された。国有林の直営直用形態を中心に労使関係は著しい進展をみる一方、民間の経営にあっては(国有林の直営請負形態を含めて)、総体としては、労働力構造は停滞を示すのである。木材需要資本は林業資本に対し下請化を徹底させ、さらには流通関係に関連を限定していくというように、労働力の下方編成の方向をとった。そして、資本の商人資本的性格も根強く残存する。

林業の再編は何よりも、「設備投資が生む」高度経済成長そのものの、直接的な結果として進行する。紙・パルプ資本の膨大な設備投資が、合理化を伴って進められ、その合理化の一環としてチップ工業が形成され、素材

生産部門は切り捨てられた。そして商社とともに、木材に対する関心を外材および海外資源に移してゆくのである。一般産業においても、独占資本による中小企業の選別育成、劣弱な企業の切り捨てが進行する¹⁾。

高度経済成長の木材部門の底辺を構成する製材工場においても、過当競争の中で設備更新を進め、より劣悪な営業部門となった素材生産を切り離してゆく。木材輸入が急増した段階で、外材を原料基盤として、商社系列の下に大型化し、この部面から国内林業が切り離されてゆくことから、国内林業の再編が進むのである。

本節の帰結を示そう。50年代の素材生産を対象に提示された、林業の労働力構造を基軸とする林業の近代化の論理設定は、50年代前半まで、在来的諸関係を強く残していたことから、一定の有効性を得ていたといえよう。しかし、国家独占資本主義が再編を完了した段階で、資本主義構造は著しく緊密性を増していく。そこで、坂本氏の論理設定は有効性を失った。われわれは、わが国産業総体の段階的発展の中に、林業の実態認識を再構成しなければならない。

- 注) 1 坂本一敏：「素材の生産構造」(倉澤博編『日本林業の生産構造』所収) 1961年、p. 419~425。
 2 坂本一敏：前掲、p. 398~400。
 3 坂本一敏：前掲、p. 440~450。
 4 坂本一敏：前掲、p. 447~448。
 5 船越昭治：「林業資本の形成と展開」(森嘉兵衛教授退官記念論文編集委員会『社会経済史の諸問題』所収) 1969年、p. 196~197。
 6 市川広勝編：『現代日本の中小企業』1968年、p. 131~133。

第2節 戦後素材生産の展開過程

1 第1期(1945~49年)

木材経済は、戦前と戦後では全く様相を異にする。戦時統制から戦後の一大

混乱期を経て、一口に言って問屋主導の木材経済の旧秩序は破壊された。農地改革、山林解放のうごき、財産税、急速なインフレーションの嵐が山村に吹きすさび、山林所有者は立木を売り急いだ。生産および市場の変化としては、軍需工場の木材部門の製材工場への転換などにより製材工場が急増し¹⁾、山元では、新規木材・素材業者の乱立をみ、山先とよばれるようなブローカーが活躍した²⁾。

この時期には、復金融資と価格差補給金を石炭、鉄鋼につぎこむ、いわゆる傾斜生産方式による基礎生産部門の復興がはかられた³⁾。木材需要は、資材供給のため(とくに坑木)、また戦災復興のため、きわめて好調で、混乱の中にも製品市場は好況を持続した。

素材生産にとって、この時期は、実にこの時期だけが、無条件の好況期であった。市況の好調とともに、地主制の壊滅によって山林所有者は浮足だち、立木取引関係において素材生産業者が主導権を確保することができたからである。なお市況や材積見積りにくらかった山林所有者を相手に、思うさまもうけることができた。

1949年、ドッジ・ラインの実施によって価格差補給金は縮小され、復金の活動も停止され、それを通じて、インフレーションと国家資金による資本の蓄積方式から、正常な蓄積方式へと転換がはかられた。各企業の合理化を促進して国際競争力をつけ、また、360円の単一為替レートを設定し、世界経済の一環に日本経済を編入する、という過程が進行した。ドッジ・ラインの実施によって日本経済の再建は一応終り、戦時統制は50年にはほとんど廃止された。こうして自由な経済活動を展開する条件が整えられ、国際経済への復帰も達成された。

それとともに、木材界においても、群小木材業者、零細製材工場が整理され、新たな事態を迎えることになったのである。

2 第2期 (1950~54年)

ドッジ・ラインが実施された1949年段階では、日本経済はなお積極的な投資を行なうだけの余力がなく、そのため経済は、安定恐慌のうちに停滞を余儀なくされていた。50年6月に至って朝鮮戦争がぼつ発し、アメリカ経済の活発化といわゆる特需発注により日本の輸出は急伸をみ、それまでの滞貨を一掃し、さらに生産の上昇をみた。朝鮮戦争を契機とする工場・住宅の建設資材ならびに紙・パルプ原料、燃料の需要の伸びは国内森林資源に集中し、林業および山村に未曾有の好況をもたらした。

戦後復興が一段落した1951年には森林法の改正があり、この頃、山林所有者は一時の混乱期を脱し、その地位を安定化している。

製材工場、素材生産業者数は前期末にひき続き減少をみ、零細工場や業者の淘汰が進行する。特需景気により一時製材工場総数も僅か増加を示すが、朝鮮戦争が終結し景気の調整期に入ると、たちまち減少に転ずる。そのなかで、総動力数の急速な増加が示すように、製材工場間に激越な競争が展開されてゆく。その結果としての原(立)木高による資金難が加わり、ますます零細業者の淘汰が進行する。

この時期の特徴は、立木価格に主導された木材価格の高騰にあるといえよう。52年に入って木材価格は、一般物価からかい離して急速に上昇をはじめ、ついには物価上昇の元兇とまで目され、社会問題化する。高度経済成長期に入って国有林の増伐を、そして60年代には木材輸入の急速な増加を結果するのだが、製材工場、素材業者は、立木高に苦しみながら、市況が好調であったことから立(原)木を買っておけばさばけ、立木を含む原料の値上り差益によりもうけることができた。資金力の差が物をいい、工場や業者の階層分化を促進したのだが、高地代に寄生する構造であり、さまざまな矛盾を生みだした。生産対象の零細化(伐採現場規模の零細化)がその一つのあらわれである。また、原木高が生産の近代化(工場設備の改善、素材生産における組頭の排除)を促進し、一方で近代化を阻止した。この傾向は50年代を通じて継続したといつてよいだろう。道路

の整備、トラック台数の増加など、一般的交通手段の発達により伐出生産力は急伸するのだが、伐出資本の再生産過程にかかわりなく、地代の上昇を結果した。

地代高騰は造林促進の契機であった。人工造林面積は飛躍的に拡大した。その主力は零細な農民造林であったといわれる。山林所有者は、立木価格の異常な高騰により年々計画的に立木を販売することが可能になり、立木販売規模が零細化した。それに加えて、中小の山林所有者の立木が市場にあらわれるようになったことも、素材生産対象の零細性を促進した要因だともいわれている⁴⁾。

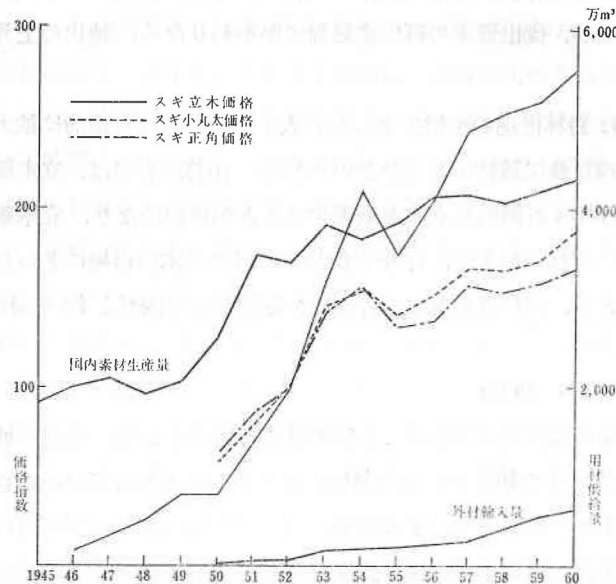
3 第3期 (1955~59年)

「産業企業の銀行借入依存による設備投資を起点として、生産の拡大=所得の増加が生じ、その結果として内部資金増および株式発行が可能とされ、いっそう投資拡大がつづくという蓄積構造をもつ」⁵⁾ いわゆる高度経済成長期に入って、工業生産の重化学工業化の急進展、欧米技術の輸入による技術革新の浸透、独占の強化と中小企業の分解、労働力不足の顕在化、農民層分解の深化、という産業構造の大転換をみた。

鉱工業用および一般住宅の建設は急伸した。紙・パルプ部門においても、広葉樹への原料転換と欧米技術水準に対する立ちおくれを回復すべく、技術輸入による積極的な設備投資が行なわれた。木材需要の増大は急であり、前期末の景気調整により一時低迷していた材価は再び上昇に転ずる。1954年の台風による北海道の風倒木処置を契機に国有林の大増伐が進行し、それが木材価格の騰勢を弱めはしたものの、戦中戦後の乱伐による資源の潤渇は決定的であった。製材工場の設備拡大が、限られた資源をめぐる業者間の競争をますます激化させた。前期の立木高主導の高材価の状況がさらに進展をみて、立木価格の高騰は急であるのに製品価格は相対的に低迷する「原木高、製品安」の現象は、ますます明確になる(図I-2-1)。

この期の素材業の動向を、坂本一敏氏はつぎのように述べている⁶⁾。

図 I-2-1 国産材・外材供給量と立木・素材・製品価格の推移 (1950~60年)



- 注) 1 価格指数は、1952年を100として算定。
 2 立木価格は指数、日本不動産研究所『山林地売買価格及び山元立木価格調』1971年より算定。
 3 素材・製材価格指数は、日銀卸売物価指数、『林業統計要覧』各年次より。
 4 用材供給量は、『林業統計要覧』各年次より、国内素材生産量、外材輸入量を掲げた。

まず、素材流通圏が拡大した。資源減少、立木高が先進的製材工場地帯とその後背地にまずあらわれ、輸送手段の発達に促進されて、原木集荷圏を後進地域に拡大した。

第二に流通機構面での変化——市売の発達がある。産地原木市の発達は原木獲得を容易にはしたが、零細業者を固定し過当競争を助長し、原木高に拍車をかけた。

第三に、山林所有者の立場が圧倒的に強くなり、大団地の立木を小口に分割する傾向——売りおしみを促進した。

第四に、製材工場の(1)大口の相手(国有林・外材)に対する素材購入の共同化、(2)経営規模の整備、(3)設備の近代化、(4)経営内容の合理化、などが促進

された。

(2)の経営規模の整備は、概して素材生産部門を切りはなし、兼業部門(チップ部門など)を強化する方向が強い。(3)の設備の近代化は、機械設備の改善、工場内運搬系列の整備が上層工場にみられるが、一般的には製材歩留りの向上、廃材の有効な利用、経営・営業費の切りつめがおこなわれる。廃材利用のための製材工場によるチップ生産は、急速に拡大する。

最後に、パルプ材生産部門では、パルプ会社の合理化策、原木高対策として手山生産(立木買いおよび自社所有林からの生産)を控え、買材を主体とするようになり、買入れ数量・価格をめぐって納材業者に対する締めつけが強化される。

坂本氏の指摘には、その後発表された資料によって、素材業の変化の実態的な動向についてつけ加えておかなければならないだろう⁷⁾。

まず素材生産業者の階層分化の動向だが、この期の特徴は中規模層の減少、両極化がみられることである。総数の減少と生産量 500 m^3 から $2,000\text{ m}^3$ くらいまでの階層が減少がみられた。高地代のもとでの強い停滞要因と、素材業者の中堅層を占める製材工場の素材買への移行などが、このような現象をもたらしたものと思われる。もちろん、立木購入や労働者管理にあらわれる資金力の差といった内部要因が強く働いていることは当然である。「昭和37年度素材生産業者調査」(以下「62年調査」と略す)によって労働生産性を試算すると、生産量規模に並行的である⁸⁾。また、生産対象の零細化も資料によって確かめることができる。「昭和29年度伐木事業者調査」(以下「54年調査」と略す)では、生産量 56 m^3 (200石)未満の現場数は、総現場数の60%を占めていた。62年調査では 50 m^3 以下の現場数は70%に達した。同じく54年に 111 m^3 (400石)以下の現場数が78%であったのが、62年には 100 m^3 以下のそれが87%となっている。

生産関係における変化としては、組頭制の後退がみられた。労働者の雇入れ方法として、「主に労務者のグループ代表者と交渉して」という業者数が54年32%から62年15%に、「主に労務者個々と直接交渉して」という業者数が54

年66%から62年83%になっている。賃金支払い形態においても、日給払いが増加し、団体出来高払いが減少した。組頭制の問題は雇用方式、賃金支払い方法の内容に立ち至らなければならないが、一応の目安にはなる。ただし雇用方法については「労働者のグループの代表と約束して」という方法をとる業者は上層に多く、62年に生産量2,000~5,000 m^3 の業者にあつては30%を占めている。また、集運材過程において労働者が分業している場合、団体出来高一括払いをとる業者数は16%であり、これも上層において比率が高く、生産量2,000~5,000 m^3 層では31%に達する(団体出来高各人払いが1%にすぎない)。それらの内容は共同請負で組頭の介在が問題にならぬ性格のものが多いと思われるが、今後の検討課題である。ただし、労働強化(絶対的剰余価値の生産)を伴い易い共同請負が多く、しかも賃金支払いの一括払いが多いことは、坂本氏のいうごとく、問題となる。前記の階層以上では、団体出来高における一括払いは減少し、各人払いが多くなり(生産量1万 m^3 以上でそれぞれが19%となっている)、労務管理の強化がみられる。

以上は、民間素材業の動向を中心にみてきたものである。いうまでもなく、わが国には国有林という、一大素材生産者が存在する。戦後、国有林の直営(直用)生産事業は、経済、政治の変化とともにその姿を変えてきた。詳しくは補論Aで展開されるはずなのでそれに譲るとして、この期の特徴を摘記するならば次のごとくである。

国有林は、紙・パルプ資本などの要求から、1957年「林力増強計画」を策定し、増伐を合法化した。この計画はまた58年の「国有林野事業合理化計画」を伴っていた。59年には、各種運搬機器、林業用機械が飛躍的に増強される。国有林の伐採量は急増するが、直営生産においては直用労働者を増加させず、機械化と配転をすすめ、工程管理を厳格化し、労働強化の方向を強く打ち出し、一方で請負化を進めた。また、立木処分量の割合を増し、全体として経費の削減、合理化をはかった。

4 第4期(1960年以降)

1960年、日米安全保障条約を契機として、日本経済は「開放体制」に移行した。それに伴って、アメリカを中心とする外国資本の日本への進出は目立ってふえた。これらの外資は、三井・三菱・住友その他の系統に属する重化学工業の新興部門に集中している。それとともに、巨大企業を頂点とする「企業集団」の再編成、銀行資本を軸とする旧財閥系資本のコンツェルン化の進展によって、独占資本の支配力は飛躍的に強化された。とりわけ、円交換性回復(60年)、IMF8条国移行、OECD加盟(以上64年)を契機として、資本の「自由化」はさけられなくなったため、国際競争力をつよめ、産業体質の脆弱性を補強するためのさまざまな措置が必要となってきた⁹⁾。

中小企業に対しては、労働力不足が顕在化するなかで、「中小企業の生産力水準を高めてこれを利用するとともに、他方では、『構造改善事業』を強行して、独占資本の蓄積のための阻害要因として客観的に機能する中小・零細企業を整理し、切り捨てるやり方が現実的にもとめられてきた¹⁰⁾。所得倍増計画は中小企業対策の基本目標を生産性の向上におき、効率の高い部分——優良中堅企業へ税制・金融上の措置を集中する方策がとられた¹¹⁾。そして、63年には、中小企業基本法、中小企業近代化促進法が制定された。

林業に関連しては、「企業の過小過多性」に悩む製材業と新たに編成されつつあったチップ工業、フローリングが近代化促進法の指定業種とされ、工場の一定の機械系列を前提に、また共同施設・企業合同・工場集団化を対象に、中小企業金融公庫の融資、中小企業近代化資金などの金融措置、機械の特別償却などの税制措置が講ぜられた。それが、66年「一般製材業中小企業近代化基本計画」として系統的に強化された。製材業では、商社の系列の下、外材を原料基盤として再編成が進んでいたが、「近代化計画」はその路線を肥大化させてゆくものであった。

素材生産に関しては、65年よりはじまる「林業構造改善事業」が森林組合を拠点としていることによって、一般素材業者は自力浮上らざれば死を約束

づけられる。森林組合の労務班の強化と資本装備の充実による素材生産の伸張と、一般木材業者の階層分化の進行は、この期の素材生産を特徴づけるものである。

60年代の木材経済のもう一つの主要な局面は、現象的にいえば、効率の高い部門の「選別育成」のあらわれとしての「外材化」である。それは、国内に対する木材供給の外材化と、60年代後半以降にみられる商社、紙・パルプ資本による海外資源の開発投資＝資本輸出の進行である。

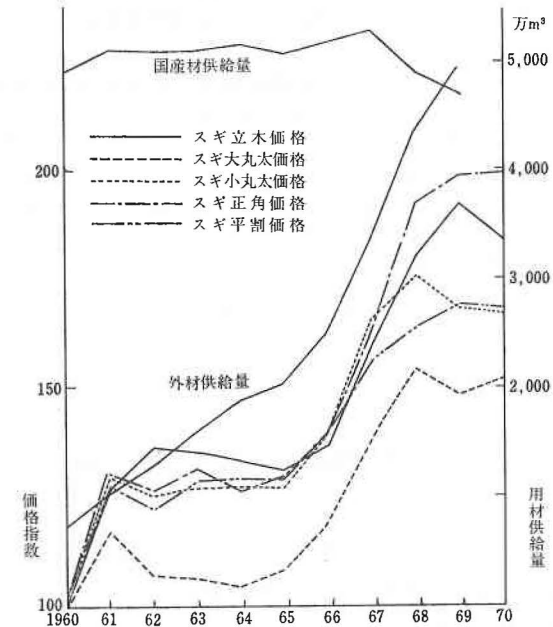
1961年2月、木材価格の急上昇が物価値上りを主導するとして閣議の問題となり、経済企画庁が国有林の増伐（61年度は200万 m^3 ）、外材輸入量の増加（同100万 m^3 ）を主要内容とする対策を発表した（経済企画庁：「木材対策について」1961年2月21日）。木材需給は秋口を控えてなお逼迫の形勢をみせ、8月には農林省が、国有林については今明年にかけての800万 m^3 の増伐、値上りの著しい中小丸太の既定計画の振り替え伐採、連合公表の中止を行なう、民有林については伐採促進のための山林所有者の所得税減税、緊急伐採のための林道開設および伐採促進のための造林に対する予算措置を講ずる、今明年にかけ600万 m^3 の外材輸入をはかり、港湾施設、貯木場、植物検疫施設の設備拡充、などの対策を発表した（農林省：「木材価格安定緊急対策」1961年3月15日）。そして国有林の増伐は立木処分主体に行なわれる方針も明らかにされた。

需給逼迫の事態は61年末の景気調整を迎えて終熄した。材価は、国有林の増伐、木材輸入の急激な増加によって、以降横ばいに転ずる。

60年代に入ってから外材輸入の伸び率はきわめて急速なものがある。60年に754万 m^3 であった外材輸入量は、65年には2.7倍、2,016万 m^3 になり、なお急伸して69年には4,875万 m^3 に達し、国産材供給量をこえた。外材がわが国の木材加工工場、製材工場、木材市場に深く滲透し、外材を原料基盤として工場。市場が再編成されるという形で外材が定着した。後期には外材に主導された材価の値上がりがみられるに至った（図I-2-2）。

60年代に入ってから林業の内部的な変化は、生産物市場の外材化と労働市場に

図 I-2-2 国産材・外材供給量と立木・素材・製品価格（スギ）の推移（1960年～70年）



- 注) 1 用材供給量は、農林省統計調査部『木材需給報告書』各年次より。
 2 価格は、いずれも1960年を100とした指数。
 3 立木価格指数は、日本不動産研究所『山林業地及び山林立木価格調査』1971年より算定。
 4 素材・製品価格指数は、日銀卸売物価指数、60～65年は、『林業統計要覧』1968年、65～70年は、『林業統計要覧』1970年より算定。

おける労働力不足に附随した。60年代に高度経済成長による人口流出の影響が山村において顕在化した。労働力不足はまず賃金の高騰となってあらわれ、ついで60年代後半に入り、金を出しても労働者が集まらぬという深刻な事態に立ち至る。林業労働力は農山村の膨大な過剰人口を基盤とし、景気後退期には半農型労働力を農業に沈潜させるという形で維持されてきた。その基盤の解消が進行したことは林業の大幅な変革を迫るものでなければならなかったのだが、外材化の事態を迎え、きわめて複雑な対応を示すのである。節を改めその様子をみることにしよう。

- 注) 1 林野庁：『製材工業発達史』（林業発達史資料 第44号）1956年，p.111～112。
 2 林野庁：『伐出業者の調査報告書』1968年，p.41～42，など参照。
 3 本節の一般産業の動向については，主として，楳西光速ほか：『日本資本主義の没落』Ⅴ，Ⅵ，Ⅶ，Ⅷ，1965年によった。
 4 坂本一敏：『素材の生産構造』（倉沢博編『日本林業の生産構造』所収）1961年，p.456，および前掲『伐出業者の調査報告書』，p.43など。
 5 楳西光速ほか：前掲，p.2148。
 6 坂本一敏：前掲，p.450～466。
 7 農林省統計調査部：『昭和37年度素材生産業者調査報告』1962年。以下の数字は，農林省統計調査部：『伐木事業者調査』1954年，との対照による。
 8 農林省統計調査部：前掲報告，p.23，1-17表およびp.41，1表より計算。
 9 市川広勝編：『現代日本の中小企業』1968年，p.19～20。
 10 市川広勝編：前掲，p.23～24。
 11 市川広勝編：前掲，p.53～54。

第3節 60年代における素材生産の再編——(1)

——素材需要資本の動向——

1 紙・パルプ資本および旧財閥系商社資本の動向¹⁾

1) 紙・パルプ資本の動向

(1) チップ工業の編成

木材需要構造にかかわる紙・パルプ資本の動向については前章にみるとおりであるが，素材生産視点から改めて概観を試みよう。

1958年以降，原料基礎の広葉樹への移行策を含んだ紙・パルプ資本の設備投資は膨大化してゆく。その過程で，態勢整備の一環としてチップ工業が登場する。56年，製材工場の廃材利用を目的としてチップ施設が設けられるようになって以来，丸太として集荷されていた原料集荷態勢がチップ集荷に順次重点を移していった。

チップ工場数は1961年3,104，65年5,820，69年7,416と増加した。製材工場を兼営しないものも63年に958工場あり，69年には1,094工場となる。数の増加は製材工場を営む工場数の増加に比べ著しくないが，相対的に大規模の

ものが多く，また，年次を下るに従ってより規模の大きな専業工場が設置されるようになってきている。

1955年のパルプ材消費量は728万9,000 m^3 であり，丸太集荷が99.8%を占め，89%が針葉樹であった。パルプ原木消費量は，60年1,272万1,000 m^3 ，65年1,661万3,000 m^3 ，69年2,434万2,000 m^3 と増加をみせるのだが，針葉樹丸太，広葉樹丸太，チップの割合は，60年にそれぞれ44%，31%，25%，65年22%，25%，52%，69年10%，19%，71%と変化している²⁾。

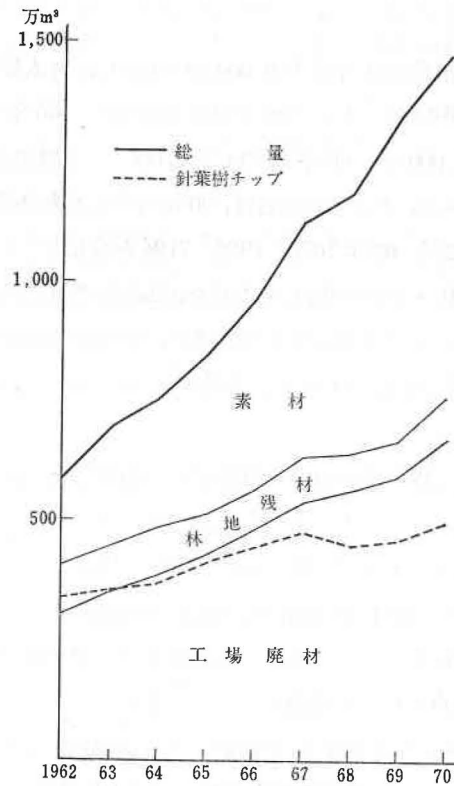
パルプ材の広葉樹化・チップ化は，国有林の生産力増強計画，大増伐，一斉皆伐作業への移行による大量の中小径木の増産，全国的大規模な奥地開発，拡大造林計画，林道投資等々，いわば，林政のあらゆるメニューを伴って進行した。

チップ生産が製材工場の廃材処理を目的にして出発した当初は，パルプ資本にとり原料コスト面のメリットをもつものだった。チップ工業を前提にパルプ資本の設備投資が進み，チップ専業工場が生まれ，零細な兼営工場も数を増してゆくが，全体として，廃材（針葉樹）から丸太（広葉樹）に原料を移してゆく段階に至って（図I-2-3），チップ工場が，従来のパルプ工場山林部の出張所・社有林に代る原料集荷拠点としての意義をもってくる。

60年代に入り，紙・パルプ産業では紙・パルプ部門の収益悪化をカバーし経営安定化をはかるため，経営の多角化が進んだ。山林部の機構縮小，人員の配転によって，紙加工，合板・建材など木材の2次加工部門や開発投資を併せた外材商材部門を新設拡充している。チップ工業は，紙・パルプ資本のこのような多角経営化，海外進出に対応する合理化の一環として位置づけられ展開する。

工場設備に対する長期融資，原料手当，前渡金として，紙・パルプ産業の資本が流入し，チップ生産設備はその系列下で飛躍的に拡張してゆくが，一方で距離制，納入量制の価格差が設けられ，既設の工場の系列化が進行した。従来のパルプ材納材業者はチップ工場の下に編成され，紙・パルプ資本はチップ工場を掌握している限り原料はコンスタントに入ってくる態勢が整備されるので

図 I-2-3 国内チップ生産量と原料の推移



注) 農林省統計調査部:「木材需給報告書」各年次より。

ある。60年代後半に入ると丸太の買入れ制限がなされ、その態勢が完成し、一方チップ工場に対してはチップの買叩きを行ない、チップ工場支配が強化される。

紙・パルプ資本の過剰設備が顕在化し、生産調整が進行し、企業合併・提携が進行する60年代にも設備投資は留るところを知らず、60年代前半5年間にその額は2,227億円、65年からの4年間に2,448億円に達した³⁾。

60年代後半に入ると、紙・パルプの過剰設備の内庄、中国・四国地方の資源

のゆき詰り、チップ工業の過剰設備の結果たる原木獲得競争、労賃の上昇によって、再び原料コスト高が問題となり、パルプ材とチップの輸入⁴⁾、パルプ材の長距離の地域間交流が進められるとともに、チップ工場の大型化が強く要請されるようになり、専属大型工場の建設が進められるに至った。

(2) 社有林と造林の動向

紙・パルプ産業の山林部は、もともと原料集荷のほかには社有林の経営と素材の生産を担当するものであった。紙・パルプ社有林は1950年代前半の紙・パルプ産業および林業の好況期に増加をみ、造林は「パルプ原木針葉樹材の50%、広葉樹材30%」の自給を目標に⁵⁾、農林漁業資金貸付けにより60年代前半まで年々1万haの規模で継続される。原料逼迫感から、当初はマツ不適地にもスギを植えるという状態だったが、60年代後半に至って、原料の広葉樹化を背景に、合理化の一環として、パルプ原料の自給を放棄し、造林面積を減少させ、造林樹種もマツなどのパルプ原料材樹種より経済性の高いスギ・ヒノキに転換するようになる⁶⁾。そのみか、既に1960年代に入り、一部企業の大規模な社有林売り払いが進行している(表 I-2-1)。

表 I-2-1 紙・パルプ産業造林実績および社有林面積 単位:千ha

年次	造林実績		社有林面積		
	造林面積	分収造林面積	期首面積	編入	離脱
1950~54年	41.1	1.2	118.4	85.3	8.3
55~59	52.4	7.8	195.5	55.3	1.8
60~64	55.1	23.9	240.4	34.8	12.4
65~69	34.8	7.5	258.4	28.2	10.0

注) 1 造林実績は、皆川多気夫:「紙・パルプ産業における造林事業」『グリーン・エイジ』1971年5月号より。

2 社有林面積は、紙・パルプ連合会『昭和45年パルプ材統計』1971年より作成。

(3) 素材生産の動向

素材生産については、手山生産(社有林または立木買いによる、立木の請負わせ伐出形態)の縮小が60年代に入って進められた。間屋制形態にせよ生産過程に直接

的に浸透していた資本をひきあげ、流通関係による原料集荷に一元化する方向が進行した。

そのばあい、いくつかの段階がある。機械およびその使用技術を開発し、専属業者に機械の貸出しを行ない、労働者に機械使用技術を修得させ、生産性の向上をはかる王子製紙の例、指導班をおいて業者と協力し新しい生産システムの消化をはかる北越製紙の例、が最も生産密着的である。そのばあいでも、機械使用技術が定着する段階で機械の貸付けをやめ、商業ベースの機械資金の貸付けにきり換えられる(王子製紙)。

立木手当のための中期貸付金や前渡金は出すが機械貸付けや長期貸付けはしない、こういうシステムでは安全第一主義になり、機械化が遅れる。業者は買入値や請負代金をひきあげる交渉にのみ関心を示し、それがいれられない時は、他に移ってしまう。貸付金・前渡金でしぼるほかないわけである。これが一般の業態であったが、下請業者に対しても前渡金も出さぬという形態がむしろ増加した。

パルプ産業に対し、国有林は用途指定をし大量に立木を特売している。その量は北海道に多いが、そこでは、61年から66年の間に毎年200万 m^3 を上回る量に達する⁷⁾。その立木の伐出は、現在では、委任状を業者に出し、樹種と納入量のみを指定する(立木代金は業者負担)、木代金込み作業請負という、特売のメリットを保持した流通次元だけの処理形態がとられることが多い。そのばあい、ともかくも請負代金の算定を行ない納入価格が決められるが、委任状は出しても前渡金も出さず、受入れ数量のみ指定して請負代金の算定も行なわぬ、純粹の買入れ関係をとるケースがふえてきたのが近年の傾向である。

このような事態の推移により、紙・パルプ山林部の機構は縮小され、木材関係部門に再編成されている。いまや紙・パルプ関係では、山林部の名称を残す企業は1社もない。たとえば山陽パルプでは山林事業部、建材事業部、外材営業部の3部に編成され、人員配置は旧山林部関係が3分の1に縮小、木材関係3部を併せてやや増員をみたという構成である。

2) 旧財閥系商社資本の動向

次に、紙・パルプ関係以外の旧財閥系大手商社資本の素材生産について、事例的にみてみよう。

住友林業のばあい、素材生産と商材活動は戦後のことであり、後にみる三井物産より歴史が浅い。その60年代の変化としては、国産材取扱量は縮小し、外材とチップ主体に代ったことがまずあげられる。

スギ・ヒノキ素材取扱量でみると、最盛期(65年)の約13万 m^3 が、現在では半減している。そしていずれも社有林からの出材に限定されている。立木買い段階からの生産は、かつては国有林立木の公売に応札したほどで、盛んに行なわれたが、60年代に入って減少し、その前半期に全くなかった。資源涸渇と立木高が商社に適さぬ「きめの細い」商法を必要とさせ、何よりも市況の不調が利益を生まなくなったからである。そして、国産材製材工場の信用不安、素材の当用買いへの移行が、国産材の取扱から商社の足を洗わせた。商社は、大量商品としての外材を扱い、大型外材工場を相手とする商売に転じた。住友林業のスギ・ヒノキの製材品取扱量も、63年の3万 m^3 足らずの量からさらに半減し、逆に外材取扱量は60年代前半の10万 m^3 をやや下る量から、現在では約16万 m^3 と伸張した。

素材生産については、50年前後には直営形態が多くとられた。以降請負わせ形態が増加し、主体となった。社有林の立木の伐出、立木買いからの生産(手山生産)はかつて取扱量の半数を占めたが、直営形態とともに60年代前半に社有林の一部の伐出を除き、なくなった。

チップ集荷は、パルプ資本のばあいと同様、チップ工場支配により可能なことから、国産材取扱の主体を占めるに至る。各地の系列合板工場、チップ工場に長期融資を与えることにより、集荷パイプが維持されている。

三井物産のばあい、やや事情を異にしている。木材関係の事業部門が外材主体にかわり、それが大量化してゆくのに対して、国産素材取扱量はずっと7~12万 m^3 の間を前後し、現状維持の状態である。商社全体の取扱商品品目が多様

化し、扱量が増加する中で、木材特に国産材を扱う支店・出張所の数が減り、木材特に国産材はむしろ商品として特殊化しているのが現状である。

素材入手は、立木段階からの請負わせ生産によっている。その仕入れ部門の変化は、60年代初期の社有林 20~30%、国有林・公有林の公売分 30~40%、その他 20~30% から、現在はそれぞれ 10~15%、80~90%、5~10% と変化をみせている。

下請業者との関係は、専属業者を拠点地域にそれぞれ 4~5 戸配備している。ただし、専属といっても、作業見返りの 80% を渡すという見込み払いないしは概算払いの性格の前渡金を支払うというように、支払条件を有利に考えてやるといった関係が主で、いきおい資金力のある優良業者（自己資金 500~1,000 万が目安という）が選別されるのが近年の傾向である。機械は希望によっては貸すという程度で、資金関係に基づく系列関係はむしろ稀薄化したといつてよい。業者の出入りは頻繁化したという。流通関係へ重点を移す傾向は、ここでも変わらない。

なお、事業の主な目安として、ここでも、木材価格の短期変動が一つおかれていいる。専属業者を維持するための最低限の事業は継続されるが、好況期・材価の上昇期に入る段階で事業量がふやされる。そのため、事業規模が伸縮する。

2 製材資本による素材生産の動向

製材工場は、素材の大半を消費し、素材生産業者の主流を占め、素材生産資本の存在形態の中核をなしていた。そのことは、既述の坂本一敏氏の指摘のとおりである。現状でもなお素材の大半を費消し、素材生産業者の多数を占めている。しかし、生産過程とのかかわりは大きな変化をみせている。主要 1 道 5 県の内陸製材工場を対象にした調査によってその状況をみると、まず指摘されるのが、外材の浸透と立木買いの減少である。調査の行なわれた 68 年に、外材を主とする工場 7%、国産材を主とするもの 35%、国産材のみ 58% で、内陸製材工場は、なお国産材に主たる原料基盤をおきながら外材を浸透させてい

る段階である。そして、原木調達方法の変化として、立木買いの割合が減少したものの 66%、変わらないもの 26%、増大したものの 8% と素材買いへの移行を示し、立木買い 60% 以上のもの 20%、素材買い 60% 以上のもの 59%、立木素材半々 21%、と素材の当用買いが既に主体となっていることが示されている⁹⁾。原木調達方法の現状は、当該調査でも地域差があるので、全国的にはなお問題が残るが、調達方法の変化として素材買いへの移行は一律であり、立木買いから素材買いへの移行傾向は明らかである。次節にみる素材生産業者の側からの資料と対照すると、製材工場が素材買いに移行し、立木段階からの素材生産を活動の一部に限定してきていることは明らかであろうである。

製材工業全体の動向は、前章でみるとおりだが、国産材を主たる原料基盤とする内陸の工場でも、「原木高、製品安」の中で、過当競争と資金難に苦しみながらも設備投資を進めてきた。前章で村島氏がふれているように、1954 年には自動送材車付帯鋸をもつ工場は全製材工場の 2 割にもみたなかったのが、前記内陸製材工場の調査では 88% の普及率を示し、「自動送材車付帯鋸プラスチック式帯鋸という機械体系が定着し、製材工場規模はそれをいくつもっているかということだ⁹⁾」という段階に達していると報告されている（当該調査の回収率からいって工場上層にかたよっていることに注意しなければならない）。また、チップーの普及率も 60% に達していると報告している¹⁰⁾。

過当競争の下に展開したこの設備投資の強行は、立木価格がますます高騰するなかで、製材工場が立木買い——素材生産を切り離す内部的事情であったはずである。それには、市場条件の整備——たとえば素材市売の展開と、一口にいえば村島氏が前章で指摘するように、「独立した素材生産業者の発生、山林所有者の一貫経営の増加という素材生産の担当者の新生」を伴わなければならなかった。

注) 1 本項は、紙・パルプ産業および商社本社での、筆者のききとりを主な資料としている。

2 以上、農林省統計調査部：「木材需給報告書」各年次より。

- 3 中野真人：「多角経営時代の紙パルプ産業とその外材輸入に関する展望」『林業経済』No. 258, 1970年。
- 4 以上、中野真人：前掲。
- 5 細越 進：「紙パルプ産業の造林について」『グリーン・エイジ』1968年3月。
- 6 皆川多気夫：「紙パルプ産業における造林事業」『グリーン・エイジ』1971年5月。
- 7 王子製紙株式会社：『山林関係統計資料』。
- 8 林野庁：『内陸製材工場の適正立地に関する調査報告』1969年, p. 28～29。
- 9 林野庁：前掲, p. 24。
- 10 林野庁：前掲, p. 25。

第4節 60年代における素材生産の再編——(2)

——素材生産資本と労働力——

1 山林所有者の立木販売と素材生産

本章の冒頭に、山林所有者は立木を販売し、素材生産業者が伐採・搬出すると述べた。実態を示すと、国有林がその素材生産量の40%を直営で伐出しているのを別にすれば、素材生産業者の44%は全く山林を保有せず、保有山林10ha未満のものを含めれば80%に達してしまう¹⁾。山林所有者が森林の所有と育成、素材生産業者が素材生産、という機能分担と対立的関係の構造はなお基本的に変わっていない。森林所有者の育林が社会的分業に留まらず、むしろ地代高騰を前提に(50年代に)進行し、資本との対立が激化したことは注目すべき事実である。その一つの表われが、すでに指摘したように生産対象の零細化の進行であった。

60年代の構造変化の結果として、それがどのように推移したかは、まず注目される場所である。1962年と67年の2回にわたる素材生産業者調査²⁾によると、伐採現場規模は相対的に規模を拡大する傾向が顕在化した(表I-2-2)。ただし、依然として生産対象の零細性は著しいものがある。少々大型の機械を使用するには効果のありそうにない100m³以下の現場が80%を占めてしまう。

次いで、立木、素材、製材の順に価格上昇が著しかった原木高・製品安の現

象が解消の方向を辿った(p.91, 図I-2-2参照)。ただし、労賃が市況の不況にもかかわらず急上昇した点を考えれば、なお立木高は維持されたといわなければならない。しかし、山林所有者が所有森林をどれだけこま切りに売っても売れるという時期は終り、立木価格は騰勢を鈍らせ、さらに低下を示した。生産側の条件に何程か合わせなければ立木が売れなくなったという変化のもつ意味は大きい。

50年代の造林は農民の零細な造林が主体を占めるといわれている。66年の資源調査では、20年生以下の人工林面積は、伐期を40年とみると伐期以上の森林の実に8.5倍に達する³⁾。それらが伐期に達した時期には、著しい価値低下を強いられるだろう。現状でもすでに、伐出に手間のかかる間伐が、立木売りでは不可能になっている。間伐は、林業の生産期間の長期性を克服するものとして、行政的強制までを伴った密植とセットで、その効用が喧伝された。こういう局面を開き、一方の育林労働との組み合わせにより雇用の長期化、安定をはかる目途と併せて、山林所有者の自家伐採が進行した。その状況は表I-2-3によって窺うことができる。山林所有者の素材生産はなお立木売りが主で、間伐などの一部に限定されているが、注目すべき傾向である。

山林所有者の所有規模によって、資源の状態は著しく異なってきた。いま木をもっているものは大山林所有者に限られているという声をしばしばきくのであるが、それを表I-2-3は裏付けている。零細所有者の立木は伐りつくされ、大所有者の立木が立木市場の主体を占めるに至った。所有の零細性より大山林所有者の小口売りが、素材生産の規定要因として大きな意義をもっている現状を示すものである。外材化の事態を迎えても、大山林所有者の立場は悪化をみていない。

素材生産の条件としての土地所有の制約要因は、土地所有形態によって異なっている。67年調査によると、業者の立木入手1件当りの素材量は、私有林からが平均60m³(業者生産量階層別に数量を例示すれば、50～100m³層の入手立木1件当りの平均は20m³, 1,000m³以上層のは123m³)、公有林からが1件平均335m³(前

表 I - 2 - 2 素材生産業者生産量別伐採現場規模の推移

生産量規模	総現場数		伐採					
			20m ³ 未満		20~50		50~100	
	1962年	67年	1962年	67年	1962年	67年	1962年	67年
計	100.0	100.0	45.0	37.6	25.3	25.7	14.5	16.6
50~200m ³	100.0	100.0	73.0	65.6	20.5	23.1	6.9	9.9
200~1,000	100.0	100.0	45.5	38.8	37.3	30.2	16.3	18.5
1,000m ³ 以上	100.0	100.0	24.3	19.6	24.3	22.9	25.4	19.3

注) 1 農林省統計調査部：『昭和37年度素材生産業者調査報告』1964年。
2 農林省統計調査部：『昭和42年度素材生産業者調査報告』1969年。

表 I - 2 - 3 山林所有者の立木販売と素材生産

山林保有規模	用材を販売した林家数		立木を販売した林家数		素材を販売した林家数	
	総林家数		用材を販売した林家数		用材を販売した林家数	
	1960年	68年	1960年	68年	1960年	68年
1~5ha	20.4	17.1	81.5	71.9	20.6	30.1
5~10	43.4	29.2	80.2	67.5	23.2	34.2
10~30	55.1	41.0	80.3	70.3	24.3	32.6
30~50	62.8	53.7	80.2	71.2	25.5	32.2
50ha以上	64.8	64.0	78.6	56.3	26.1	43.6

注) 1 60年は、農林省統計調査部：『1960年世界農林業センサス林業調査報告書』1962年、68年は、
2 用材販売量総数は、山林保有規模1ha以上層のみの集計である。なお、その68年の対60年比

記各業者層で、それぞれ41m³、569m³、国有林からが1件平均670m³(同じく、それぞれ189m³、910m³)と著しい規模の違いをもつ。このような事情を反映し、大規模の素材生産業者ほど国有林、公有林に依存する割合が大きい。62年調査によると、生産量10,000m³以上の業者層の58%が国有林を主な立木入手先としている。国有林の存在によってはじめて、大規模の素材生産が可能となると解されよう。

なおまた、単に1件当りの立木量の違いだけでなく、私有林の立木販売は安

単位：%

規模別現場数比									
100~200		200~500		500~1,000		1,000~2,000		2,000m ³ 以上	
1962年	67年	1962年	67年	1962年	67年	1962年	67年	1962年	67年
7.6	8.3	4.1	6.3	1.7	2.4	1.1	1.7	0.8	1.4
1.5	1.4	0.3	—	0.0	—	—	—	—	—
7.2	8.2	2.7	3.8	0.7	0.5	0.0	—	0.0	—
12.9	13.0	9.2	13.0	4.5	5.9	3.5	4.5	2.5	3.8

単位：%

階層別用材販売量	用材販売量総数	立木販売量		労働力の種類 (植林、手入れなどの作業を含む)				
		用材販売量		世帯員	常用	季節雇 臨時雇	委託 請負	
		1960年	68年					1960年
31.0	19.0	85.4	80.1	85.4	85.6	0.2	12.1	1.1
17.4	13.4	82.9	79.5	76.0	77.3	0.6	18.8	2.5
24.9	20.1	82.9~84.0	80.4	63.9	65.3	2.3	28.7	3.3
7.4	9.1	95.9	81.6	42.7	46.5	7.3	42.5	3.4
19.2	36.1	62.9~80.4	68.5	15.8	14.9	28.0	43.1	13.8

農林省統計調査部：『昭和43年林業動態調査結果報告書』1970年より作成。
は、115%である。

定的、継続的でない。これに反して、国有林は年々計画的継続的に立木を販売するので、業者も生産のめどを立て易い。国有林には延納制度もあり、紙・パルプ資本に対する特惠的な立木販売制度もある。このような諸々の条件を前提におき、国有林が独占資本に従属した結果進行した大増伐、地方自治体の窮乏・財政の不安定化に伴う公有林の増伐によって、素材生産の生産力は増大するのである。

ただし私有林においては、資源配備の主力が上層に移ったことも関係し、立

木売買は依然即金支払いが原則である。立木代金は素材生産の前提的費用として、生産費用の70~80%⁴⁾を占めてしまう。立木代金は社会的には地代の前払いとしての性格が強く、素材生産の利潤を著しく低め、資本の蓄積を阻害している。

2 素材生産資本の動向——素材生産資本の自立化の実態

1) 請負形態の減少

次に、前節に提示した紙・パルプ資本、商社資本、製材資本の素材生産の切り捨てに対応する素材生産資本自立化の実態を、素材生産の側の資料(素材生産業者調査)によってみることにしよう。

「自立化」は、まず、素材生産の側からは、直営形態の増加として現われている(表I-2-4)。

62年調査の段階では、木材需要資本による素材生産請負わせ——資本を生産過程に浸透させ支配する形態は、なお広範に存在した。大規模業者ほど請負形態が多く(主として請負および請負のみのものが、全数では8.2%であるのに対し、生産量2,000~5,000m³では17.3%, 5,000~10,000m³では35.8%, 10,000m³以上47.1%という状況であった),むしろこの形態により大規模化を実現しえた観があった。特定

表I-2-4 素材生産業者生産量階層別直営・請負業者数比率

単位:%

生産量規模	年	総数	直営のみ	主として直営	主として請負、請負のみ
総数	1962	100.0	85.8	6.0	8.2
	67	100.0	88.2	7.3	4.5
50~200m ³	1962	100.0	91.2	3.2	5.7
	67	100.0	92.6	6.1	1.4
200~1,000	1962	100.0	84.9	7.4	7.7
	67	100.0	90.1	6.1	3.8
1,000m ³ 以上	1962	100.0	75.8	8.9	15.3
	67	100.0	76.0	11.8	12.1

注) 前掲: 各年度「素材生産業者調査結果報告」より作成。

の請負先に専属し、資金関係・機械貸借関係を濃厚にもち、その意味で従属的であった。表I-2-5にみるように、請負主は他に先んじて機械の使用を進めさせ、相対的剰余価値の生産に効果をあげていた。北海道のパルプ専属業者などに典型的にみられた形態であるが、労務管理面でもパルプ資本の育成策により、他より先んじていた実態がある。

このような状況は、67年調査の段階に至って大きな変化をみせた。同じく表I-2-5に一端をみるように、請負業者から資金をひきあげ、階層分化を促進させ、請負わせは上層の自立的業者に限定してゆく方向が明確化した。それは、紙・パルプ資本、製材資本に共通にみられる状況である。零細な請負は、山林所有者の自伐化傾向に対応し、その局面に限定されてきている。この局面では資金供給の強化がみられるが、近年の零細業者の淘汰傾向の中では当然だろう。

一方、より自立的な直営形態の業者に対する商業ベースの資金供給は、現状維持の状況である。

2) 素材生産を主業とするものの増加

「自立化」の第二の局面は、素材生産を主業とするものの増加である。業者の91%が兼業で、63%が素材生産を従とする形である(67年調査)。この兼業性は、62年調査からみて、専業が減少した結果、割合としては強まったといえる。しかし、素材生産を主とする業者数の増加がみられ、規模を高めるほどその増加割合は著しい点は見逃すことができない。

1,000m³以上層についてみると、兼業の種類は、各種類とも増加をみているが、数としては、木材業、木材加工業(チップ工業が主体を占めると思われる)、農業を兼業とするものの増加が目立つ。これを2,000m³または5,000m³以上の上層についてみると、第一に製材業、ついで木材加工業を兼業とするものの増加が著しい。これについては、木材業を兼業とするものである。増加の割合としては、木材加工業を兼業とするものの動向が注目される。そしてそれが、木材加工業を主業にし素材生産を従とする形のものの増加がむしろ著しい点、

表I-2-5 素材生産業者の実態 (1962年と1967年の比較)

区分	年	業者 総数	集材機、使用・所有、 借入れ業者数比率(%)			着業資金および前渡金の 有無別業者数比率(%)			
			使用し た業者 数	所有 業者数	借入れ 業者数	着業資金、 前渡金な どの融資 を受けた	受けな かった	自家業務 用消費の 関ない	
合 計	計	62	100.0	25.4	21.3	5.2	24.8	54.4	20.7
	67	100.0	39.9	31.2	10.4	27.3	49.3	23.4	
	50~	62	100.0	6.9	4.9	2.0	17.1	60.9	22.1
	200㎡	67	100.0	20.3	12.6	8.1	22.9	49.1	28.0
	200~	62	100.0	30.7	25.4	5.7	28.1	51.8	20.1
	1,000	67	100.0	46.6	37.0	11.1	29.0	46.0	25.0
直 営 の み	1,000㎡ 以上	62	100.0	55.5	49.5	11.3	34.7	46.1	19.2
	67	100.0	70.8	61.3	14.2	33.8	54.9	11.3	
	計	62	100.0	24.2	20.5	4.6	20.7	56.0	23.3
	67	100.0	38.3	29.8	10.1	25.4	48.2	26.4	
	50~	62	100.0	6.0	4.3	1.7	15.9	60.2	23.9
	200㎡	67	100.0	20.7	12.7	8.5	23.2	46.5	30.3
主 と し て 直 営	200~	62	100.0	31.0	25.4	6.2	23.9	53.7	22.4
	1,000	67	100.0	44.7	35.8	10.4	26.5	46.7	27.3
	1,000㎡ 以上	62	100.0	54.2	50.3	7.6	25.3	50.7	24.0
	67	100.0	71.5	62.7	13.7	28.9	56.3	14.8	
	計	62	100.0	31.1	30.3	1.5	44.7	44.7	10.6
	67	100.0	47.0	40.2	7.7	35.9	63.2	0.9	
主 と し て 請 負 ・ 請 負 の み	50~	62	100.0	7.1	7.1	—	17.9	75.0	7.1
	200㎡	67	100.0	13.6	13.6	—	13.6	86.4	—
	200~	62	100.0	32.9	32.9	—	51.4	37.1	11.4
	1,000	67	100.0	62.5	46.9	18.8	50.0	46.9	3.1
	1,000㎡ 以上	62	100.0	47.1	44.1	5.9	52.9	35.3	11.8
	67	100.0	70.7	63.4	7.3	48.8	51.2	—	
	計	62	100.0	34.3	23.8	14.9	53.6	45.3	1.1
	67	100.0	59.7	43.1	20.8	50.0	48.6	1.4	
	50~	62	100.0	10.0	4.0	6.0	36.0	64.0	—
	200㎡	67	100.0	20.0	—	20.0	40.0	60.0	—
	200~	62	100.0	24.7	17.8	6.8	52.1	45.2	2.7
	1,000	67	100.0	65.0	50.0	15.0	55.0	40.0	5.0
1,000㎡ 以上	62	100.0	67.2	48.3	32.8	70.7	29.3	—	
67	100.0	66.7	50.0	23.8	50.0	50.0	—		

注) 1 前掲:各年度「素材生産業者調査結果報告」より作成。
2 集材機の所有、借入れ状況を示したのは、地域性の比較的小ない生産手段の所有、借入れの

主とする請負先業種別素材生産業者数 (抽出調査の実数)

総数	製材業	木材 加工業	木材業	紙・ パルプ 製造業	協同組 合、森 林組合	山林 所有者	その他
311	106	5	57	66	12	35	28
191	57	6	32	29	14	46	7
77	24	—	17	8	5	12	11
57	14	—	12	2	2	27	—
142	54	4	28	21	4	21	8
52	16	1	12	7	2	13	1
92	28	1	12	37	3	2	9
82	27	5	8	20	10	6	6
129	30	1	27	26	2	27	16
117	30	5	20	12	5	41	4
27	6	—	3	3	—	9	6
45	10	—	8	2	—	25	—
69	20	—	17	7	2	17	6
32	9	1	7	3	—	11	1
33	4	1	7	16	—	1	4
40	11	4	5	7	5	5	3
182	76	4	30	40	10	8	14
74	27	1	12	17	9	5	3
50	18	—	14	5	5	3	5
12	4	—	4	—	2	2	—
73	34	4	11	14	2	4	4
20	7	—	5	4	2	2	—
59	24	—	5	21	3	1	5
42	16	1	3	13	5	1	3

状況をみたものである。

表 I - 2 - 6 専業別・兼業種類別・生産量規模別素材生産者数の推移

区分	生産量規模	年次	総数	専業	素材生産		
					計	製材業	木材加工業
実数	総数	1962年	44,428	5,106	11,810	1,653	210
		67年	34,738	3,084	9,889	1,521	242
	1,000 m ³ 以上	1962年	7,511	1,144	1,808	581	60
		67年	8,029	1,110	2,591	801	111
		増減増減率	518 6.9	-34 -3.0	783 43.3	220 37.9	51 85.0
5,000 m ³ 以上	1962年	1,183	201	325	111	14	
	67年	1,490	203	515	182	41	
	増減増減率	307 26.0	2 1.0	190 58.5	71 64.0	27 192.9	
構成比	総数	1962年	100.0	11.5	26.6	3.7	0.5
		67年	100.0	8.9	28.4	4.4	0.7
	1,000 m ³ 以上	1962年	100.0	15.2	24.1	7.7	0.8
		67年	100.0	13.4	32.3	10.0	1.4
	5,000 m ³ 以上	1962年	100.0	17.0	27.5	9.4	1.2
		67年	100.0	13.6	34.6	12.2	2.8

注) 前掲:各年度『素材生産業者結果報告』より作成。

他業を主として素材生産を従とする形のものの減少がみられる中で注目されよう。なお、5,000 m³以上層では製材業を主とする形の増加がみられる(表 I-2-6)。

これらは、錯雑した事態を含むといわねばならないが、前節にみた製材資本の動向を併せ考えると、従来、主要な素材生産資本の存在形態であった製材工場が、資本増投を進め、労務管理面でも中小企業段階に達したところで、一方の素材資本の階層分化の進行に伴って、素材生産を切り離し、あるいは業務の一部に限定する方向が明確化し、製材工場の素材生産の兼営という形態を強く残しながら⁵⁾、素材生産を主とし製材工業、チップ工業、木材商業を従として兼営する型の営業、資本形態が、製材工業資本と別個のものとして形成してい

兼業		業				
が主		素材生産が従				
		計	製材業	木材加工業	木材業	農業
木材業	農業	計	製材業	木材加工業	木材業	農業
3,721	4,601	27,512	12,202	1,320	2,900	7,136
3,323	3,715	21,765	10,703	1,305	2,531	4,887
662	270	4,559	3,509	231	351	108
985	446	4,328	3,332	355	288	75
323	176	-231	-177	124	-63	-33
48.8	65.2	-5.1	-5.0	53.7	-17.9	-30.6
137	18	657	482	47	66	7
215	27	772	578	104	37	0
78	9	115	96	57	-29	7
56.9	50.0	17.5	19.9	121.3	-43.9	-100.0
8.4	10.3	61.9	27.5	3.0	6.5	16.1
9.6	10.7	62.7	30.8	3.8	7.3	14.1
8.8	3.6	61.2	46.7	3.1	4.7	1.4
1.4	5.6	53.9	41.5	4.4	3.6	0.9
11.6	1.5	55.5	40.7	4.0	5.6	0.6
14.4	1.8	51.8	38.8	7.0	2.5	-

ることを示すものといえよう⁶⁾。

3) 階層分化の進行と市場の変化

素材生産者の規模については、62年の素材生産業者調査によって、労働者が年間240日働くものとして計算してみると、従事人数別の規模は、1~2人……21%、3~4人……46%、5~9人……16%、10~19人……15%、20~29人……0%、30~49人……2%、50~99人……0%、100人……1%、というように、中小企業というより、業者自らも働く家内工業という方がふさわしい規模のものが多く、事実、農業の片手間に、手すきの近所の人を何人か頼んで一緒に丸太の伐出に従事する農民が、零細業者の中には多かったのである。

戦時統制とそれに続く戦後の混乱期に問屋主導の木材経済の秩序は破壊され、

表 I-2-7 生産量規模別専業別素材生産業者数の推移 (個人+会社)

生産量規模 階 層	総 数			専 業		
	1962年	67年	増減率	1962年	67年	増減率
総 数	44,428	34,738	-12.8	5,106	3,084	-39.6
50~100 ^m	10,827	6,290	-41.9	614	157	-74.4
100~200	9,993	6,977	-30.2	959	422	-56.0
200~500	9,963	8,003	-19.7	1,502	761	-49.3
500~1,000	6,134	5,439	-11.3	887	634	-28.5
1,000~2,000	3,864	3,892	0.7	569	537	-5.6
2,000~5,000	2,464	2,647	7.4	374	370	-1.1
5,000~10,000	811	921	13.6	131	113	-13.7
10,000~50,000	372	511	37.9	82	82	0.0
50,000 ^m 以上	58	58	0.0	70	8	-88.6

注) 前掲: 各年度「素材生産業者調査結果報告」より作成。

素材生産業者の階層分化、分解は進行するのであるが、60年代に入って製材工場や紙パルプ産業が素材生産を分離させる方向が明確化し、素材生産業者の階層分化は著しく促進された(表 I-2-7)。

生産物たる素材の市場については、まず、自家業務用に消費する業者数・消費量とも多いことが注目されるが⁷⁾、外材輸入量が急増し市場が狭隘化したことによって、また素材生産業者の依然たる零細性によって、生産物販売における系列は、それを一時点の請負あるいは製品納入の特定関係と解すれば(表 I-2-8はそのような意味と解される)、むしろ強化された。請負関係においても同様である。その一方、直営、請負とも、資金や資材供給を伴わぬ自立的形態がふえてきた(表 I-2-5)。

特定の納入先、請負先をもつ業者の割合は高まったが、特に規模が大きくなるほどその割合が著しい。つまり、特定の納入・請負関係を確保することにより規模を高めることができるといえる。近年の「階層分化」は、その傾向が強まることと併行した。67年調査では、特定の納入先・請負先をもつ業者割合は、

兼 業					
素材生産が主			素材生産が従		
1962年	67年	増減率	1962年	67年	増減率
11,810	9,889	-16.2	27,512	21,765	-20.9
1,879	893	-52.4	8,334	5,240	-37.1
2,990	1,788	-40.2	6,044	4,767	-21.1
3,329	2,692	-19.1	5,132	4,550	-11.3
1,804	1,925	6.7	3,443	2,880	-16.4
934	1,260	34.9	2,361	2,095	-11.3
549	816	48.6	1,541	1,461	-5.2
200	288	44.0	480	520	8.3
125	206	64.8	177	223	25.4
	21	16.8		29	35.3

生産物を納入(請負を含め)または販売する業者の60%に達してしまう(自家業務用消費のみの業者を含めれば、業者の69.3%までが、特定の納入先を前提に生産を行なっていることになる)。

特定の請負先・納入先といっても、既に資金関係を伴わぬ形態が増加している状況の下では、前節の三井物産の請負業者の例にみられるように、その関係はむしろ景気の動向に応じて浮動的である。需要側にしても、系列化を排することにより納入材価格をおし下げる方向を長期的には出している状況である。だから、それはむしろ、素材生産業者の階層分化を促進し、機械化や労務管理面の改善を強要し、生き残った上層業者を相手にするという、資本の選別強化の構造である。それはまた、製材工場など中小の素材需要資本の階層分化をも促進させずにはおかない。このような枠組の中で、系列が拡大的に再編されているのである。

市場に関しては森林組合の共販を含めた市売の展開に注目しなければならぬ。近年の素材市売の増加は注目され(表 I-2-9)、3分の1の業者が丸太を市売に出している。しかし販売量にして7.4%にすぎず、なお市売の占める地位に

表I-2-8 生産素材の大半を納める特定の納入先・請負先のある素材生産業者比率

単位：%

区 分		(1)		(2)	
		1962年	67年	1962年	67年
合 計	計	42.5	46.0	53.6	60.0
	50～200 m ³	43.0	43.4	55.2	60.3
	200～1,000	42.7	45.0	50.3	60.1
	1,000 m ³ 以上	40.8	52.6	50.5	59.3
直営のみ	計	38.1	42.6	49.6	57.9
	50～200 m ³	41.1	42.3	54.0	60.7
	200～1,000	38.2	42.2	41.3	58.0
	1,000 m ³ 以上	29.2	44.1	38.4	51.8
主として直営	計	53.0	60.7	59.3	61.2
	50～200 m ³	71.4	52.3	76.9	52.3
	200～1,000	61.4	65.6	69.4	67.7
	1,000 m ³ 以上	52.9	65.9	60.0	65.9
主請として請負み	計	75.1	87.5	76.0	88.7
	50～200 m ³	58.0	80.0	58.0	80.0
	200～1,000	74.0	80.0	76.1	84.2
	1,000 m ³ 以上	91.4	92.9	91.4	92.9

注) 1 前掲：各年度「素材生産業者調査結果報告」より作成。
 2 (1)は総数に対する比率、(2)は自家業務用消費のみの業者を除いたものに対する比率。

表I-2-9 生産素材の大半を納める特定の納入先・請負先別素材生産業者数

単位：%

生産量規模	年	納入先・請負先別 業者総数	特定の納入先・請負先別業者数								特定の請負先納入先がない業者数
			計	製材業	木材加工業	市 売	木材業	土建業・鋳業	紙・パルプ・製造業	その他	
計	1962	100	42.5	12.0	1.3	9.5	5.7	3.1	9.4	1.6	57.5
	67	100	46.0	13.0	1.7	13.9	4.1	1.6	10.7	1.0	54.0
50～200 m ³	1962	100	43.0	12.3	1.4	10.3	6.8	2.3	9.0	0.7	57.0
	67	100	43.4	13.3	1.4	14.9	4.7	1.1	7.7	0.3	56.6
200～1,000	1962	100	42.7	12.2	1.4	10.9	5.4	3.2	8.0	1.7	57.3
	67	100	45.0	12.4	1.4	16.6	3.8	1.9	7.8	1.1	55.0
1,000 m ³ 以上	1962	100	40.8	10.8	0.8	3.9	4.2	4.7	13.4	2.9	59.2
	67	100	52.6	13.0	3.2	7.8	3.2	2.0	21.1	2.3	47.2

注) 前掲：各年度「素材生産業者調査結果報告」より

は限定的なものがある。(特定の) 市売市場に主として出荷する業者数の増加は、特定の主たる納入先をもつ業者数の増加割合を出荷先の業種別にみると、割合としては最も大きい(9.5%→13.9%)。この点注目に値するが、市売を対象とする業者は下層に多く、中層以上では出荷者は多いが主たる出荷先とはなりえない。ただし、下層とともに、出荷する業者数の増加割合は著しい。下層の業者の生産物は、いくつかの2次加工業者・消費者に直接売りこまれ(特定の納入先・請負先がない業者の割合は、下層ではやや高い)、素材流通量全体からすれば一部が市売に出され、一応大量化の可能なルートに乗せられる。このばあい、これら下層は、市売の展開により自らのシェアを何程か保ちえたわけである。一方、中層以上では業者の多くが市売に関わることにより、特定の主たる納入先・請負先あるいはいくつかの納入先・請負先への生産物販売・納入の際の矛盾——それらの相手にとり不要な(不利な)生産物が生産される——を何程か解決しえた(これは、もちろん、地域的に検討しなければならぬことであろう)。

市売の展開に関しては、森林組合の素材生産・共販の伸び、山林所有者の自伐(請負わせを含めて——素材生産業者の主とする請負先業種として、山林所有者の占める割合は、62年13.4%から67年24.1%に高まった)の増加——出品が注目されよう。

以上みたことからいえば、素材生産にとっての生産物たる丸太の固有の市場としての展開は依然不十分である。生産物市場は閉鎖的であり、特定の取引関係に規制される面が強い。素材生産資本の零細性からして、自ら主導的に市場を開拓するより素材需要資本に取引先として何とかくいこむという形であり、納入先の特定の需要資本の動向に影響されるところが大きい。このことは、丸太が重量嵩高の商品であり、様々の規格・品質のものを含むという生産物の商品としての性格からして、集中的な市場での(見本)取引を困難にさせるといふ事情が、補助的には作用していよう。

4) 資金実態、その不安定性

表I-2-5にみられるように、素材の納入先や請負先から、着業資金や前渡資金の融通を受けた業者数は27%、自家業務用消費のみのため素材生産を行なっ

表1-2-10 資金の借入先別素材生産業者数(1967年、比率)

区分	借りた業者数	借入先別件数比率									借りない業者数
		銀行	農林中金	商工中金	国民金融公庫	相互銀行	信用組合信用金庫	協同組合森林組合	素材の取引先	その他	
計	(67.6) 64.6	41.0	2.1	3.5	10.1	8.9	15.6	12.7	11.0	2.9	35.4
50~200 ^m	(51.8) 52.3	26.8	0.8	1.4	7.0	5.8	10.3	13.2	8.8	3.7	47.7
200~1,000	(76.2) 70.8	44.5	2.7	3.6	12.0	9.4	19.1	13.0	10.9	3.1	29.2
1,000 ^m 以上	(83.2) 81.2	65.6	4.0	7.8	13.6	14.7	21.4	11.0	15.6	1.2	18.8

注) 1 前掲：各年度『素材生産業者調査結果報告』より。

2 ()は62年の調査結果。

ている業者を除いた割合でも36%である。一方、資金を金融機関、組合、取引先から借りた業者は多数を占め、特に規模の大きいもの程そうである。借入先としては、全体として銀行その他金融機関から借入れたものの割合が高い。62年段階でも状況は変わらない。しかし、これらは素材生産の多様な業態を区別していない。また、借入金資金のどれほどの割合を占めるかが不明である。素材生産業者の資本実態ははなはだつかみ難い。会社形態のものが26%を占めるが、法人の税法上の優遇措置による単なる形だけのものが多いものと思われる。特に素材生産専業ないしはそれを主とするもの場合、会社形態をとるものはきわめて少ない。

素材生産の実態については、60年代初頭段階で行なわれたいくつかの調査でみる事ができる。それらによって資金実態を概括的ないしは事例的に示し、問題の所在を探ってみよう。

岩手県遠野の事例では、当時(1962年)、製材工場では山元の立木手当が半年分あった。工場が安定的に原料を確保しようとするれば、立木段階までの大量の手当を必要とするが、立木価値の上昇期にはともかく、著しい矛盾といわなければならない。製材工場では素材入荷から製品にして代金決済まで7~8カ月かかるというが(製材品支払いは、半金半手、ないしは3分の1現金3分の2手形、手

形済度60~70日というのが多い)、立木手当を含めて原木代金の資金繰りが問題である。金融機関や取引先からの借入れないしは前渡金が、原木(立木)手当のためであると報告されている⁸⁾。金利は、全国的にみて、だいたい2銭1厘から3銭の間(調査事例の38%が2銭1厘から2銭5厘、47%が2銭6厘から3銭)であることが示されている⁹⁾。

既にみたように、私有林買付けにおいては、立木代は現金ないしはそれに近い支払いを強いられている。国有林立木のばあい(64年、遠野)、50万円以下は現金納入(納付書交付後2週間以内)、50万円以上は4カ月以上の延納が認められている(素材のばあいも国有林は30万円以上のばあい3カ月の延納が認められている)。延納利息は2銭5厘、300万円以上のばあい2銭4厘であるが、銀行の支払い保証があれば1銭8厘の利息となる。ただしそのばあい銀行に5厘とられ、結局は2銭3厘となる。立木代金の高いこと、立木代の生産費に占める割合が高く、採伐・搬出という生産行程が単純で加工度が著しく低いこと、素材生産の期間の長いこと、製材工場のばあい、さらに代金回収期間の長いことが金利負担を著しく重いものとしている。徳島県那加川地区の製材工場の事例(62年)では、建築材の石当りの生産原価800円のうち250円が労賃で120円が金利となっている。素材生産の金利がほとんどで、それを除くと石当り700円位になるというが、問題の所在を端的に示すものといえよう。遠野の報告例により試算をしてみても、立木代金石350円、伐出費400円とすると、立木買付けから代金回収まで3カ月、金利3銭としても、金利負担が94円50銭となり、生産費用を24%も押しあげてしまう¹⁰⁾。

素材生産資金の回転について、遠野の事例では契約から山入まで10日、立木伐採にかかり工場着まで15~20日とあるが、小規模の山の例であろう。大体1カ月半か2カ月、大きい山のばあい立木から工場着まで早くも3カ月、普通半年かかっている¹¹⁾。

以上は、製材工場の素材生産の例だが、素材生産を主とする業者の実態については、以下のようである。

製材業者が出材業者などから素材を買ったばあいの支払いは、月末現金払いの例もあるが、即金で買いとるのが普通である。ヒモツキの出材業者のばあいには、売買契約書のみで確実であるとなれば 6~7割の代金を前渡金として渡すとか、伐採賃をたてかえるとかするのが普通である。このばあい利子をつけるということはないが、工場着の価格で石当り 50 円安く買うというようにしている(遠野)¹²⁾。

独立的な素材生産業者の 1 事例は次のようなものである(遠野の素材生産主体の年間 1,500 石位の規模の杭木業者)。

立木購入資金および素材生産資金は大部分自己資金で賄われ、小さな山のばあい 2~3 カ月で資金は回転するが、大きいばあいは 6 カ月位かかっている。杭木素材は着駅渡しであり、代金の支払いは着荷後 2~3 カ月位かかるので回転は相当遅くなる。国有林材、共有林材など 200~300 万円以上の大口の資金が必要なばあい、取引先の炭鉱から前渡金を借りる。銀行から 50~60 万円位の借入れをすることも時々ある。日歩 2 銭 9 厘、保証人を 1 人つける¹³⁾。

このような高い金利の金を借りては、利幅をみこむ余地がない。銀行貸付けが中小企業には歩積、両建の拘束預金を条件としていて、枠が著しく狭められ、金利負担はなお重くなっているのが実情である。山の出物があったり立木価格が一方向的に上昇した時期はともかく、金融引締め、市況の低迷の中で、資金難に苦しむ製材業者が素材生産段階を切り離してゆくのは当然の成り行きであろう。自己資金の運用場面として、前渡金や銀行貸付けで補いながら、素材生産を営む製材工場や素材生産業者にその活動が限定されてきているのが近年の実態であろう。

このような資金実態からして、素材生産業者は、たとえ市況が不利でも金繰りが苦しいから、素材製品を売り急がなければならない。製品価格がますます不安定になる。業者は木材価格の短期変動を目安に事業を行ない、値幅の変動によって儲けなければならない。立木価格は、その商品的性格と所有者の経済的安定性によってはなはだ硬直的で、上っても容易に下らない。木材価

格はきわめて不安定である。かくて、素材生産者は「商人」の汚名を着せられる。

この実態が、また、利幅が少なくとも特定の納入先を前提に生産を行なわなければならない理由にもなっているのだが、一方で労働者の労務管理にも多くの問題をなげかけている。短期に勝負をしなければならないから、金はいくらでも払う、労務者を請負賃金でいくらでも働かせる。その場限りであとは野となれ山となれである。こういう山師の実態は近頃ずい分少なくなっているのだろうが、やはり利潤の重要な源泉は、製材工場や商社のばあいまでを含めて、木材価格の不安定性とその短期変動にあるという実態は残っている。

こういう事態の中で、国有林の直営直用形態や、民間でものちにみる栃木県鹿沼の製材工場のばあいのように、労働力の固定をはかり、機械化・合理化を進めている例も一方でみられることは、併せて指摘しておかねばならない。

3 林業労働力の動向

1) 林業労働力の企業固定化傾向

林業労働力不足は 60 年代に入り顕在化し、伐出労賃は 61 年以降製造業賃金あるいは木材価格をはるかに上回る上昇率をもって上昇し、60 年代後半には同種労働たる建設屋外作業の賃金を上回るに至った。労働者総数も著しい減少をみた。総理府「労働力調査」によると 65 年以降の減少が著しい。林業就業者のうち「雇用者」が 62 年および 65 年 22 万人から、67 年 18 万人、69 年 16 万人と減少した¹⁴⁾。労働力流出は短期就労者の減少、若青年層の流出、出稼ぎの減少などいくつかの局面をもって総数の減少をみるが、一方、労働者就労が長期化した。

56 年伐木賃労働者調査によると、年間 30 日以上素材生産労働に従事する労働者の就労日数別人数割合は、30~59 日 18.6%、60~149 日 41.2%、150~239 日 33.0%、240 日以上 8.2% であった¹⁵⁾。それが、66 年には、林業労働

力需給動向調査によると、それぞれ9.2%、28.6%、46.7%、15.5%、岩手県北地域で、11.6%、29.7%、48.3%、10.4%、栃木県西北山間地域で、8.3%、22.5%、36.8%、32.4%、徳島県吉野川・祖谷川・那賀川地域で、7.5%、23.5%、54.1%、14.8%と推移した¹⁶⁾。

第二に、素材生産労働者の企業固定化傾向が強まった。そして、そこには事業所の規模の差が明確に現われ、小規模事業所ではむしろ短期雇用者に対する依存度が高まった(表I-2-11)。

常用の雇用形態をとるものも増加した。「労働力調査」も、林業労働者全体で、常用が62年8万人、65年10万人、67年10万人、69年7万人と推移したことを報告している。ただし、林業労働者の季節的な失業、業者の仕事の切れ目による雇用の中断、天候による作業の中断はむしろ一般的で、労働者は賃金は安くともより安定的な土建業従事にかわり、あるいは他の雑業を兼ねるものが少なからぬ数にのぼっている。

60年代に入った時期には、雇用期間の延長策、保険加入を中心とした労働力確保策がとられるようになった¹⁷⁾。雇用期間の延長策は事業期間をならず、他の仕事と組み合わせるといった方法によるもので、依然たる労働力の相対的

表I-2-11 雇用労働者の年齢、性別、雇用形態、雇用日数別素材生産業者数(比

生産量規模	労働者総数	年齢別				性別		常用
		19歳以下	20~34	35~59	60歳以上	男	女	
総数	100.0	0.6	24.6	69.1	5.7	95.6	4.4	20.3
50~100m ³	100.0	—	13.7	83.1	3.2	95.4	4.6	13.6
100~200	100.0	0.1	20.0	72.8	7.0	96.8	3.2	12.7
200~500	100.0	0.2	21.0	75.2	3.5	94.4	5.6	12.6
500~1,000	100.0	0.3	20.7	75.3	3.7	96.8	3.2	22.0
1,000~2,000	100.0	0.3	16.9	73.4	3.0	96.0	4.0	20.9
2,000~5,000	100.0	1.1	23.0	62.7	1.1	96.7	3.3	17.7
5,000m ³ 以上	100.0	1.1	35.5	59.5	4.0	94.3	5.7	27.2

注) 前掲、「林業動態調査」より作成。

過剰と農家のプロ化傾向の中で、労働力商品の性格からして、労働日当りの賃金が低くとも労働者にとって恩恵であった。大規模業者にとっても、立木購入の季節性さえ解消すれば、その方が有利である。

この段階では大規模業者は、募集範囲を拡げる方策が有効なものであった。労働市場はより開放化し、労働市場における事業所間の競争が顕在化した。1967年段階では募集範囲の拡大は有効性を減じ、賃金の上昇という次の段階に推移し、機械の使用を促した¹⁸⁾。規模の大きな業者は、65年代に入りほぼ作業の季節性を解消し、技能度の高い専門的労働者を固定的に使用し、それらの中核にして、補充的に臨時労働者を使用する。一方、小規模業者は季節的に半農型労働者を充用し、事業を続けてゆくより致し方ない。表I-2-11は労働者の質が既に、規模により決定的な差をもっていることを示している。

労働者の企業内固定と賃金上昇の傾向は、従来、手労働に頼っていた民間事業所でも機械の使用を著しく進めた(表I-2-12)。

62年段階では、なお機械使用に関して規模の差が著しい。しかし67~68年段階では、ほぼ1,000m³以上層ではその差がなくなっている。機械規模の大小を問わなければ(チェーンソーはもちろん除き、何らかの機械が使用されるという意味で

率、1968年)

雇用種類別		雇用日数別						
季節雇	臨時雇	210日以上	150~210	90~150	30~90	20~30	10~20	10日未満
25.4	54.4	12.4	10.8	18.4	22.4	13.1	9.8	13.2
5.5	81.9	0.7	1.9	7.4	20.9	15.1	26.9	27.2
8.9	78.4	1.4	3.0	10.8	27.7	16.5	22.8	17.9
11.7	75.7	4.5	7.1	11.7	24.2	17.5	14.1	21.0
18.0	60.0	12.5	12.2	14.5	24.2	16.1	11.2	9.3
25.9	53.2	13.6	11.2	25.2	20.6	9.8	11.1	5.6
21.7	60.6	12.8	9.8	15.4	17.4	10.5	5.4	28.8
43.8	29.0	19.3	13.8	25.2	23.9	12.0	3.9	2.0

表 I - 2 - 12 機械を使用した素材生産業者数 (比率)

単位: %

生産量規模	年	業者総数		機械使用業者数		チェーンソー		集材機		索道		軽架線	
		1962	67	1962	67	1962	67	1962	67	1962	67	1962	67
総数		100.0	100.0	56.7	84.6	33.6	78.9	25.4	39.9	21.7	25.3	25.4	26.8
50~200 ^m		100.0	100.0	33.8	74.1	15.2	67.7	6.9	20.3	9.3	11.7	15.8	17.7
200~1,000		100.0	100.0	66.3	90.5	36.8	84.0	30.7	46.6	25.6	32.4	30.9	33.0
1,000 ^m 以上		100.0	100.0	85.8	98.0	68.7	94.8	55.5	70.8	40.8	43.1	33.9	36.7

注) 前掲: 各年度『素材生産業者調査結果報告』より。

は、既に生産量規模 200^m 以上層に差がみられない。

機械の所有も著しく進んだ。機械の使用は所有、借入れの両面で進められた。より小規模の機械では、所有者数比率も増している。

2) 林業労働者の専門化傾向と半農半労型の再編

素材生産労働者は、林業労働者の中でも専門化の度合いが高い。素材生産労働者だけを区分した労働者の性格を示す統計は、1956年の伐木賃労働者調査だけであり、時点的な推移はつかみ難い。その調査によると、伐木労働従事 30 日以上の労働者の 83% が農家である (内地都府県)。ただし、家計上農家がほとんど意味をもたない経営耕地 0.3ha 以下の農家を除くと 55% となり、農業自営を主業とするもの 59% とほぼ一致する¹⁹⁾。当時すでに素材生産労働者の多くの部分が専門労働者によって占められ、生産を主として担っていたことがわかる。

60年センサスは素材生産労働者を区別していないが、林業労働者の 78.1% が農家労働者 (世帯数 78.8%) と報告している²⁰⁾。65年より実施された「林業労働力需給動向調査」は包括的な調査ではなく限定性が強いが、林業労働者の 78% が農家であると報告しており、一応 60年センサスと異ならぬ数字となっている²¹⁾。

この両調査の対比を地域的にみたばあい、まちまちであり、岩手県東北の林業出稼ぎ地帯では、非農家労働者は 29% から 25% へと減少し、より先進的な栃木県西北部地帯では 17% から 31% と割合としては増加を示している²²⁾。

これだけの事実で 60 年代前半の素材生産の労働力の動向をおしはかる術はないが、全体として数の減少をみながら、地域の他産業の労働市場の変化、農民層分解の進行、それに林業の内部的諸条件の変化によって、林業労働力は複雑な対応を示していることがうかがえるのである。60年代の変化としては、林業労働者の雇用期間の延長傾向が、労働者の専門化を進ませながらも、近年の農民のプロ化傾向に対応する半農型労働者の再編、といった意義をもつことは明らかである。雇用期間の長期 (150 日以上) のものを増加させるとともに、中程度 (50~99 日) のものも増加させている。そして全体として、専門労働者をも、半農型労働者とともに流出させているのである。

50年代後半には燃料革命による大量の薪炭農民の没落、60年代に入って外材輸入による木材生産の大量化と生産性の低い国内生産の縮小、国内林業生産の機械化・合理化という諸段階を経て、そして農業局面では農産物輸入による農業生産の衰退によって、膨大な相対的過剰人口が絶えず生産されてきた。そのような状況の中で、林業労働者の多くの部分が、なお半農半労という形態で存在している。

林業労働力については、藤本武氏によって、半農半労型が最も基本的性格であるとされ、半封建的労働組織たる組頭制度も、その半封建的な労働力の構造によって、ないしはその一環として形成されると説明された²³⁾。しかし、地主制の崩壊をみた戦後過程では、林業労働力分析において、小林謙一氏のいわれるように、「産業発展がいかなる労働市場を形成・展開せしめ、また、それが農民層分解をいかに規制し、両要因が、資本蓄積の変動、とくにその段階的發展過程においていかに相互に規定しあったか」²⁴⁾ という視点を重視し、「林業労働力=半農半労型」の基本規定を再点検しなければならないだろう。半封建的労働力構造としての半農半労型は、既に解消した。その意味では、半農半労型は個別労働者の型ということができよう。ただそれは、専門型と半農型のいずれが多いか、という形で問題にされるのではなくて、わが国産業の総資本の中における林業資本の位置によって、またその総体の段階的發展によって、性格づ

けられる林業労働力の主要なタイプが問題なのである。そして、労働組合の組織状況と雇用関係、労働組織の現状からして、専業型と半農型が同一の労働市場で競合し、多数の半農型労働者の存在が林業労働者全体の「死錘」として働いている状況が問題である。それを労働力の半農半労型構造といたい。

その意味では、半農型労働者の占める割合とその推移は、やはり問題となろう。そのためには、半農半労型とは個別的にはどのような形態を指すか、はっきりさせておかななくてはならない。

統計諸資料の農家の中には、農業センサスの農家の規定によって、様々の性格のものが含まれている。その中で、家計依存型として賃労働を主とし（第2種兼業農家）、従事型として賃労働のみに従事する者は、完全な賃労働者といえる。このばあい、家業型より従事型を重視しなければならない。家業型として農業を営むばあい、一般労働者家族の多就業形態と異なるところはないであろう。当該労働者の農業従事を前提する規模の経営を営み、従事型として農業と賃労働に従事し、農業とセットでなければ労働力の再生産が不可能な形態が半農型である、と解したい。

このような視点によって、栃木県および岩手県で筆者が集めたものに資料が限られるが、60年代後半の動向変化に焦点を合わせ、林業労働力の型の問題を探ってみたい。

まず、栃木県鹿沼林業地の状況であるが、ここでは林業は、既に数代の伐採が行なわれているところも少なくなく、成熟した人工造林段階に達している。調査は、専業林業労働者の集落2カ所、農業と林業の混在する山林集落4カ所について行なった。

1965年段階では、各山村集落とも、農民各層が、一般的な兼業として、林業労働に従事していた。しかし既に鹿沼および周辺地区の木材工業の発展によって、あとつぎを含めた若青年層と通勤可能な下流集落の農家下層より、他産業就労が進んでいた。60年代にはその傾向がさらに進行するとともに、やや異なった様相が示されている。

調査した林業労働者（66年に林業労働に従事したものの全部を対象にした。いずれも素材生産を主とする者であった）総数54人のうち、既に19人が林業労働従事をやめていたが、離脱は専業労働者と農民各層に及んでいる。

離脱の様相の特徴として、まず、鹿沼周辺に通勤の便利な下流地域ほど著しいことである（加蘇地区見立で7人から3人に減少）。そこでは、営林署勤務者を除いて全部が他産業に移った。自家用車による以外通勤が不可能な遠隔地域では、停滞的に推移した（専業労働者の遠隔集落の中でも、何とか通勤のできる加蘇地区寄栗では8人から6人になり2人減少した。通勤が不可能な粕尾地区山の神では11人が、1人ずつ出入りがあって人数は不変であった）。

第二に、農業経営条件が相対的に良好で農業生産がある程度の拡大をみた農山村の集落（粕尾地区大越路、15人から6人に減少）において、離脱は著しい。そこでは既に下層離脱が終っており、労働力の老齢化も重なって、上層の農業への沈潜がみられた。

農業基盤が狭小で林業労働に多く依存する中間地域では、停滞的である（加蘇地区寺畑では、9人から7人へ、粕尾地区森では14人から12人へ）。

個別的にみると、専業労働者が23人（山の神11人、寄栗8人、他は合計4人）、半農型31人であったのが、それぞれ21人と24人に推移した。

問題は、その半農半労型労働者の多数が、家族を含めての多就業、過剰就業をおしすすめることによって、農業経営を限定的ながら拡大していることである。そのことによって林業賃労働従事を継続している。林業従事日数は多数が変化をみせていない。

専業か半農かの型を区分する際問題となるのは、第2種兼業農家、林業労働に主として従事し農業にも従事する労働者である。実質的に専業労働者であるが、この者（8人）の中にも農産物収入を、もちろん限定的ながらのばしている者が少なからずある。その労働者は、農繁期間には15日から長いもので3カ月、農業に従事している。この中には、半農型が含まれるといわなければならない。

このように半農型労働者全体からみれば、地域的にもまた個別の家計としても、農業と林業がそれぞれかなりの比重で分ちがたく混在しているばあいが最も林業定着的である。

この地域では林業に従事する農家では、あととりを含め、ほとんど全部の若青壮年男子(35歳以下)を職員勤務ないしは恒常的賃労働に従事させ、その例外的な数例を除いて農業には従事させていない。一般的にいて、世帯主およびその妻以上の年齢の中高年齢層が農業に従事し、その中心となる労働力(世帯主)が林業賃労働に従事している。

こういう就業構造の中で、農業的展開のみられる地域および世帯では、林業賃労働従事をやめ(上層離脱)、また農業からより自由である家計では、より安定的な恒常的賃労働従事を求めて、林業から流出する(下層離脱)。ただしこの恒常的賃労働従事への機会、35歳以下の年齢層に与えられる。

岩手県岩手町のばあいは、古くから北海道などへの林業出稼ぎ地帯で、ここではあととりは農業に従事し、林業賃労働へも、かなり縮小された規模ながら従事している。つい最近まで米価支持政策を背景に畑地の水田化が進み、畑作農業も、穀類など自給作物と煙草作など労力のかかる作物を整理し、より有利な商品作物を選択し、賃労働により出易い形をとることによって、限定的ながら上向的展開をみせた。この農産の展開と一方の地場労働市場(林業を含め)および都市の労働市場の展開により、在来の潜在的な人口過剰を解消し、さらに多就業形態を進めることにより、一方で農産を拡大し、一方で賃労働への傾斜を著しくした。このような推移は1960年に644人を数えた林業労働者を326人と半減させたが、上記の就業構造により、19歳未満…15人 20~26歳…15人、27~34歳…46人と、著しく限定された規模ながら、林業労働力の世代的な再生産がみられる。専業労働者層では、子弟が林業に従事するものは全くみられず、農業の拡大がみられた農家の主幹的な家族員が安定的に林業労働に従事するという労働力の半農半労型構造がみられる。

岩手県大東町のばあいは、やはり出稼ぎ供給地帯であるが、林業出稼ぎはむ

しろみられない。近年人工造林が進められている段階で、林業労働は造林を主とする。ここでは農家のあととりの流出はみられず、家族員が全員農業に就業し、しかもその多数が林業を含めて雑多な賃労働に従事するという、著しい後進的な就業構造をとる。ここでも、自給作物を整理し商品化農業が進められた。同時に賃労働への傾斜が著しい。農民はより長期のより安定的な賃労働機会を求め、地場の職員勤務・恒常的賃労働従事者や出稼者を増してゆく。その過程で、全体としては不安定な臨時的な賃労働種類である林業労働から離脱してゆくわけであるが、公的機関による大量の造林を受託する森林組合の労務班が編成されるなどして、一応安定的な林業雇用が提供される地域では、青年層を含めなお多数の農民の林業就労がみられる。

戦前段階においては、狭小な労働市場条件の下で専業林業労働者層の堆積をみている。戦後も1950年代前半まで、同様の傾向を認めることができよう。林業作業は不熟練重筋労働に属し、大量の農民の就労をみ、全体として浮動的労働者層として過剰人口の一存在形態と性格づけられるものであった。50年代後半以降の急速な人口流出は、林業プロ層を始め農民層全体におよんだ。危機は、新規の補充者が若青年層および専業層にいない、という形で進んでいる。大方の林業資本は農民を賃労働者化させながら、労働市場の拡大をみると競争に勝てず流出させてしまう。需要度の高い若青年層、自由な二・三男は流出させ、農家の世帯主、あとつぎ、中高年齢層など滞留性の著しく高い労働力を使用しているのである。

林業の労働者は、仕事の切れ目で絶えず失業の状態にさらされ、「常用」とよばれるばあいでも、作業の中断や季節性によって失業状態の日が少なくない。民間素材業者のばあい、休業保障はまずないといってよいだろう。このような雇用の不安定性とその低賃金によって、専業型への脱皮は困難性を増す。専業労働者にとっては、著しい労働強化と、半農型同様、家族を含めての多就業形態によって、生活が維持されているのである。

3) 労働組織と賃金形態の問題

林業労働力の問題は、労働組織の在り方と密接に関連し、賃金形態に集約的に表現される雇用関係を抜きにしては考えられない。鹿沼林業地における専業労働者のばあいをみると、明瞭である。

ここでは専業労働者は、企業定着型と、業者を転々とする組労働者型に分けられる。専業労働者のばあい、調査事例としては、後者が多い。

企業定着型は常用の雇用形態をとり、賃金は日給のばあいが多いが、作業の規模によっては請負形態（単純出来高制）をとる。この型のものは、伐出作業ばかりでなく工場作業、製材工場手伝いなど様々の作業を流動することが多い。山林所有者に雇用されるばあい、造林と伐出作業を併せるのが通例である。

この型の中に、少数だが、青壮年層（35歳以下）を対象に、身分保障を伴い、やや複雑な構成をもった年功型賃金を組み合わせた雇用関係がみられる。

Y電柱株式会社では、2年前まで10人の常用労働者で作業を続けてきたが、若青年層の2人が転業したのを機会に、作業は枝を払わず玉切りもしないで搬出する全木集材に切り換え、高年齢層の退職をみて、青壮年の5人を職員待遇にして身分を保障し、賃金は請負賃金をやめ全面的に日給制に切り換えた。法定の有給休暇を保障し、衣服を支給し、旅行は年1回とし、手当も山林作業手当を設け、また勤務日数に200円を掛けた額が、一定日数以上勤務した者に対し、ボーナスとして益暮に支払われる。労災・失業保険はもちろん厚生年金保険にも加入させる。技術講習には旅費を支給し積極的に参加させる。賃金の基本日額（現在2,000円）は、年功的に上昇することが考慮されている。このような企業帰属意識を強調する形によって、労働強化が進められる。全木集材作業においては、きわめて複雑な段階と多人数の労働者を必要とした林内運搬の手労働部分を最少限に切りつめ、集材機に4～5人の労働者を配備する機械体系に集約したものである。全幹集材作業に移行したとはいっても機械のもつ意味はなお限定的で、労働者の技能が作業能率に重大な影響をもち、労働者は継起的な様々の作業を高い集中度をもってこなさなければならない。雨天には著しい危険が伴う。雪の日や雨天には鹿沼の工場て造材、土場捲立などの作業に従事

するのが立前だが、その作業量は限られているせいもあり、少々の雨が降っても山林作業をしなければならぬ。労働者は、天気の良い日だけに精一杯仕事をしたい、晴天や少々の雨降りにかかわらず、朝は8時に現地に集合し4時に切りあげるのは困るのだ、という。年功型賃金は、この労働給付と賃金支払い形態の間の矛盾を、企業帰属意識の中に解消させ、機械化・合理化を強行しようとするものである。

このような、年功的性格をもたせた日給ないしは月給払いの賃金形態の採用によって、労働者の定着をはかり合理化を進めようとする試みは、1964年に北海道大夕張におけるT林業の現場で、試験的だということであったが、みたことがある。王子製紙本社で聞いたところでは、かつて下請業者一例だけ試したことがあるが、定着せず終ってしまった、ということである。全幹集材作業そのものは、既に、大規模な民間素材生産業者の間に定着している。多数の労働者とその技術を一応こなすようになり、技術が定着した段階では、団体請負賃金形態をとることが、むしろ一般的になると考えられる。そのことについては組労働者型のところで触れるが、このようなばあい、企業定着型といっても内実は一般的にいつて継続雇用にすぎず、雇用関係としては、のちにみる組労働者のばあいの問題を、むしろ強くはらんでいるといわねばなるまい。

鹿沼林業地の調査の範囲では、企業定着型のもののうち、35歳以下の労働者は、このY電柱と国有林作業員以外にはみられない。35歳以上の中高年齢層は、他産業の雇用機会が少なく、労働条件も劣悪なため他に移ることができず、企業定着型＝日給賃金により、業者に忠誠を誓うほかない。

年功型賃金に関連して、一つ指摘しておかなければならないことは、わが国の農林業以外の産業に支配的な賃金慣行——それ自体低賃金形態を意味する年功型賃金によって労働力需要は若青年層に集中した。林業の既述のような半農半労型が多いという労働力の性格および林業の低賃金は、基本的にはこのような労働力の需給関係を反映したものにはほかない。

林業作業は、技能労働ないしは不熟練重筋労働であり、林業賃金は超企業的

に、職種毎の賃金率を基礎に組み立てられ、定額日給制または単純出来高制の支払い形態をとるのが通例である。林業の常用労働者であっても、国有林や一部の業者、山林所有者の雇用者を除いて、継続雇用であるが、その賃金形態は変わっていない。

年齢別の賃金額をみると、山泊、月額で、19歳以下 28,300円、20～29歳 48,000円、30～39歳 47,000円、40～49歳 46,100円、50歳以上 42,200円であり、企業規模 10～99人の建設業および製造業男子常用労働者に対比したばあい、建設業に対しては30歳以降賃金額が劣り、製造業に対しては25歳以降劣るという状況になっている(1968年)²⁵⁾。労災保険を除く各種社会保険、退職金、退職後の年金など、既に一般中小企業にも実施されているものの恩恵にもまず無縁の状態である。したがって、著しい低賃金といわなければならない。

次に、請負の組労働者の問題をみてみよう。

鹿沼林業地の林業労働者の一集落の8人の組のばあい、春から夏季は造林、秋から冬季にかけて丸太の伐出作業に従事するが、植付けなどの作業以外は、原則として組請負の形をとる。組は通勤用の小型トラックとチェーンソー、下刈機を所有している。仕事が切れそうなばあいは、近くの共有林の立木など伐採すべく丸太の買主を探し、そこから立木代金を借り作業にかかる。このばあいは単純な形の労働者ではなく、請負集団である。朝は7時には作業を開始しており、夕方は4時半にしまう。技能も高度だが労働の強度も大きいに違いない。しかし雨天には休み、厳冬期にも休んで狩猟を楽しむなど、休養をとる者もある。それは夏季の重労働の回復期間でもある。賃金は学卒1～2年の者を除き、差をつけない。下の部落では、あの部落の人達はここいらの人が山に着くころは、ここいらの人の1日分をもう終っている、といっている。

この職人的規律と結びついた高度の技能と強度の労働という内容の労働の自己管理機能、そして資本装備の機能も併せて分担する労働組織により、その專業労働者としての生活が維持されているのである。家族も林業、土建に就業する者が多い。この組には、一度都会に出てから戻った20歳以下の青年が2人

含まれている。

他の組の事例では、いずれもチェーンソーを除いて資本装備らしいものはなく、組の機能は作業管理と賃金支払いに限られる。賃金支払いは単純出来高の請負給を基本とし、したがって単純団体出来高払いにおける労働強化の問題は変わらない。このような組は半農型労働者の間にも存在する。

製材工場をもつ大きな事業所のばあい、このような組を流域毎に専属的にもつものがみられる。ここでは、企業定着型と重なり合っている(仕事が切れるばあい、他業者の仕事を斡旋したり、労働者自身が他の業者の仕事を探して就業している)。林業では、さきにみたような字義どおりの企業定着型はなお少数で、いわば請負組労働者の継続雇用という性格の者が多い。個人単純出来高(伐木造材)、団体単純出来高(搬出)の賃金支払いが一般的にとられ、業者は労働時間や賃金配分には関与しない。一般的にいて、労働強化を伴いやすい。

素材生産の生産組織は、個人(伐採)、数人の組(搬出)によって構成されている。そして生産量規模の拡大は、組の数を増加させ、併立させることによって達成される、というように単純である。この組が、労働組合をもたず、分断分散的な、農民や半農型の多い労働者の組として構成されていることによって、低賃金と労働力の過剰構造が維持されている。低賃金である限り労働者は雇用され、過剰である限り労働者は確保されるという労働力の底辺構造は根強く残っている。その中で、進行する労働力不足とマニユ労働に附随する労働者の怠業に対処し、就業の保障、賃金形態・各種手当への配慮により企業への労働力の定着をはかろうとする傾向が、1部大規模業者・森林組合の間でみられ、それが労働者の專業化を促進しているわけである。林業においても、労働力構造の層化が進行している。

- 注) 1 農林省統計調査部：『昭和42年度素材生産業者調査結果報告』1969年。
 2 同上および農林省統計調査部：『昭和37年度素材生産業者調査結果報告』1964年。以下、特に資料を示さないばあいは両調査による。
 3 林野庁監修：『日本の森林資源』1968年、p.22～25。
 4 林野庁：『昭和45年度素材生産費動向調査結果報告』1971年、p.152。都府県平均スギ生産費の76.8%が立木代金である。

- 5 前掲『昭和37年度素材生産業者調査結果報告』では、自家業務用に消費した業者数割合は47.8%、自家消費量の生産量に対する割合は53.2%である。なお、直営形態のものうち、自家業務に消費するのは、中層ないしは中上層(500~5,000 m^3)に多く、下層、上層は生産物を販売する者が多い。
- 6 この項は、1971年4月の林業経済研究会春季大会における林業経営研究所安藤嘉友氏の指摘に負うところが大きい。
- 7 注)5参照。
- 8 林野庁：『産地における素材の生産構造及び流通構造に関する調査研究』1962年、p.113~114。
- 9 林野庁：『「素材生産の実態と将来の方向」に関する調査報告書』(その1)1964年、p.73。この調査は、全国の6地域の655人に対するアンケート(回答者632人)の集計結果である。
- 10 前掲『産地における素材の生産構造及び流通構造に関する調査研究』、p.97~98およびp.181~182。
- 11 同上、p.6、p.46、p.114、p.182。
- 12 同上、p.6。
- 13 同上、p.44~47。
- 14 林野庁：『昭和42年度林業の動向に関する年次報告』1968年、p.140、同：『昭和45年度林業の動向に関する年次報告』1971年、p.83参照。
- 15 農林省統計調査部：『昭和31年調査伐木賃労働者調査』[第2次結果概要]1958年、p.21、表19より算定。
- 16 林野庁：『林業労働力需給動向集計表』1969年、p.5、岩手県：『昭和42年度林業労働力対策実行結果概要』1968年、p.11、栃木県：同『概要』p.17、徳島県：同『概要』p.10~11。
- 17 前掲：『昭和37年度素材生産業者調査結果報告』、p.25、1-20表参照。
- 18 前掲：『昭和42年度素材生産業者調査結果報告』p.68~69、2-29表参照。
- 19 前掲：『伐木賃労働者調査』[第2次結果概要]、p.21、表19、および、p.16、表13より算定。
- 20 農林省統計調査部：『1960年世界農林業センサス林業調査報告書』1962年、p.84。
- 21 前掲：『林業労働力需給動向集計表』、p.4。
- 22 農林省統計調査部：『1960年世界農林業センサス市町村別統計書—林業地域調査』1961年、岩手県、栃木県、および前掲：各府県『林業労働力対策実行結果概要』参照。なおそれらにより、調査地域における1965年の労働者数をみると、60年センサスのそれに対し、たとえば栃木県、岩手県では50%、35%となっており、著しい減少をみている。
- 23 林野庁：『林業労働賃金に関する研究報告』1951年、p.122~131参照。
- 24 小林謙一：『農民層分解と労働市場』(労働問題文献研究会編：『文献研究 日本の労働問題』1968年、所収) p.60。
- 25 林野庁：『昭和44年度林業の動向に関する年次報告』1970年、p.136。

第3章 林野所有の構造と戦後の育林生産の展開

第1節 農家の林野所有と育林生産

1 わが国の林野所有構造の特質と農家の林野所有の性格

育林生産は、土地生産であるというだけでなく、その技術的経済的性格から林野所有者によって担われやすく、また現実にもそれがわが国では通例の形態となっている¹⁾。したがってわが国の育林生産の姿態を明らかにするためには、まず林野の所有構造にふれておかねばならない。

さてわが国の林野所有構造は周知のように大きな特色をもっている。その第一は国有林、つまり国家的林野所有が大きな比重を占めていることで、それはわが国の林野総面積の約3分の1、総蓄積の約半分近くにも達している(表I-3-1)。しかもそれはたんなる森林所有にとどまらず²⁾、木材生産を中心として積極的な経済活動を行なっており、人工林面積も1968年度現在で約117万ha(人工林総面積の約2割)となっている。第二に公有林は総面積の1割強であるが、このうちには都道府県、市町村、財産区の所有を含み、しかも公有林はその形成の沿革的な事情から国有林に近い所有および経営形態のもの(都道府県有林と市町村有、財産区有林の一部)と名義上の所有のなかに実質的に地域住民の入会的利用を認めているもの(市町村有林の大部分)があり、複雑な内容をもっている。第三は総面積の6割に近い私有林の内容で、その所有形態は表I-3-2のように複雑であるが、さらにそのうち最も大きな比重を占めている林家についてみると、その所有規模には大きな格差がみられる。すなわち1960年センサスに示された所有規模別林家戸数とその面積をみると、表I-3-3のとおりで、5町未満の零細ないし小所有が戸数では9割近くを占めているが、所有面積では4割にみたないのに対して、50町以上の大所有者は僅か0.3%で面積の17.6%を